

第2期
羽島市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

羽 島 市
令和2年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
1 羽島市の現状.....	7
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	20
第3章 計画の基本理念、基本目標	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 施策の体系.....	42
第4章 施策の展開	43
基本目標1 共に学びあい、育ちあうまちづくり.....	44
基本目標2 心豊かで健やかに成長するまちづくり.....	51
基本目標3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり.....	59

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定.....	64
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	65
3 人口の見込み.....	68
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	69
5 地域子ども・子育て支援事業.....	75
6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保について...	91
第6章 計画の推進	92
1 計画の進行管理.....	93
2 計画の推進.....	93
資料編	94
1 計画の策定経過.....	95
2 羽島市子ども・子育て会議条例.....	96
3 羽島市子ども・子育て会議委員名簿.....	98



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。



こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

また、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加し、都市部を中心に待機児童が発生していることを受けて、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を策定し、女性就業率 80% に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施していくこととしています。

就学児童においても、共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

さらに、全国的に、子育て家庭の孤立化が進み、不安や負担を一人で抱える親が増えている状況を踏まえ平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、包括的な支援を提供するため、令和 2 年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととしています。

2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『羽島市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

同じく、平成26年度に策定した羽島市第六次総合計画においては、次世代を担う心豊かな人を育むまちづくりを重点戦略に掲げ、総合的な子育て支援体制の整備に取り組んでいきました。

平成30年4月には、それまで、妊娠・出産・生まれてきた子の成長発達について、支援を行ってきた健幸推進課と、子育て支援の施策を担ってきた子ども支援課を統合し、「子育て・健幸課」とし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供できるようにしました。また、子育て世代包括支援センターとして「子育て相談センター 羽っぴい」を開設し、子育て支援の強化を図ったところです。

この度、『羽島市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画』を策定します。令和2年度からの羽島市第六次総合計画後期実施計画では、SDGs（「持続可能な開発目標」）の考え方に基づいた取り組みが推進されていくこととなります。各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

※SDGsとは

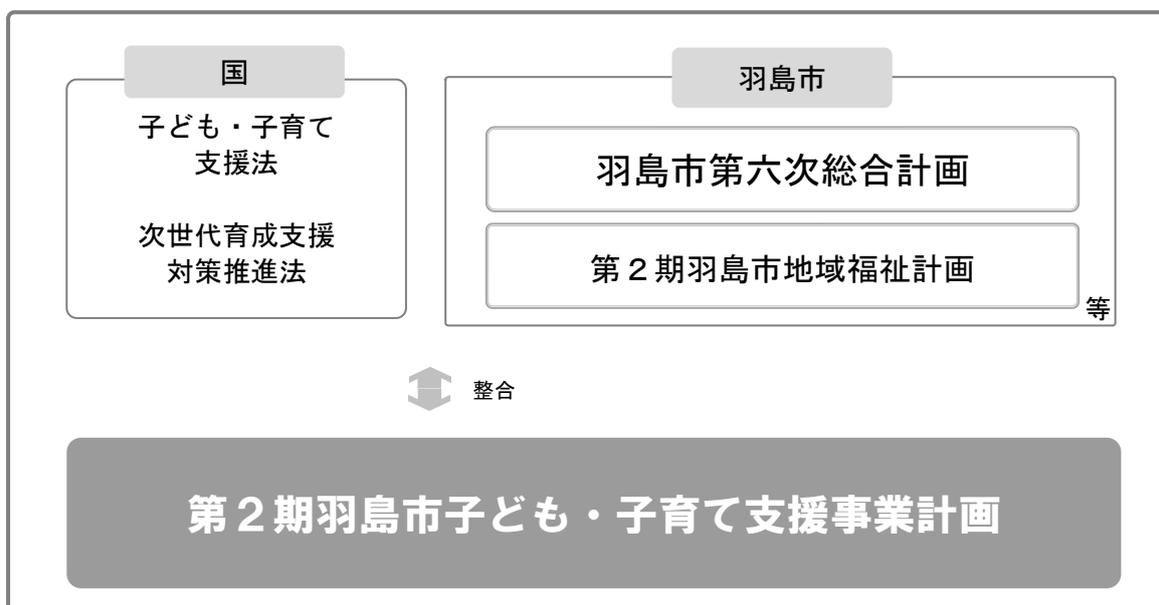
SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた、世界共通の17の目標です。

SDGsは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正等、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。SDGsの目標は相互に関連しています。

3 計画の位置付け

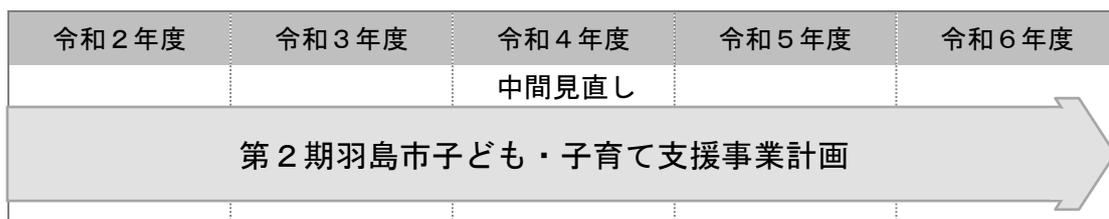
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、羽島市第六次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、羽島市は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童保護者：羽島市内在住で就学前の子どもがいる世帯

小学生保護者：羽島市内在住で小学生の子どもがいる世帯

企業：羽島市内に本社があり従業員18名以上の企業

② 調査期間

平成30年11月28日から平成30年12月10日

③ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	500通	238通	47.6%
小学生保護者	500通	242通	48.4%
企業	100通	62通	62.0%

(2) 羽島市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「羽島市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2（2020）年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 羽島市の現状

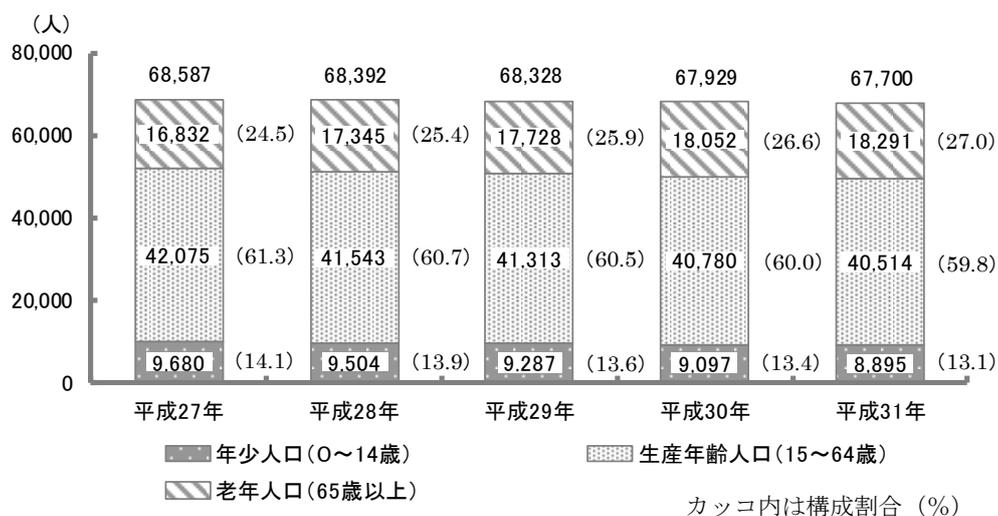
(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で67,700人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

(図表 1)

図表 1 年齢3区分別人口の推移

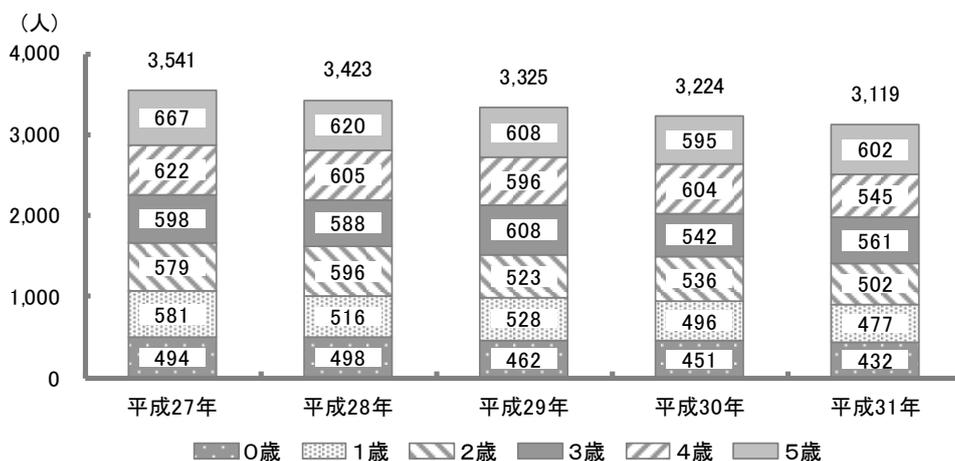


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は減少しており、平成31年3月末現在で3,119人となっています。(図表 2)

図表 2 子ども人口の推移

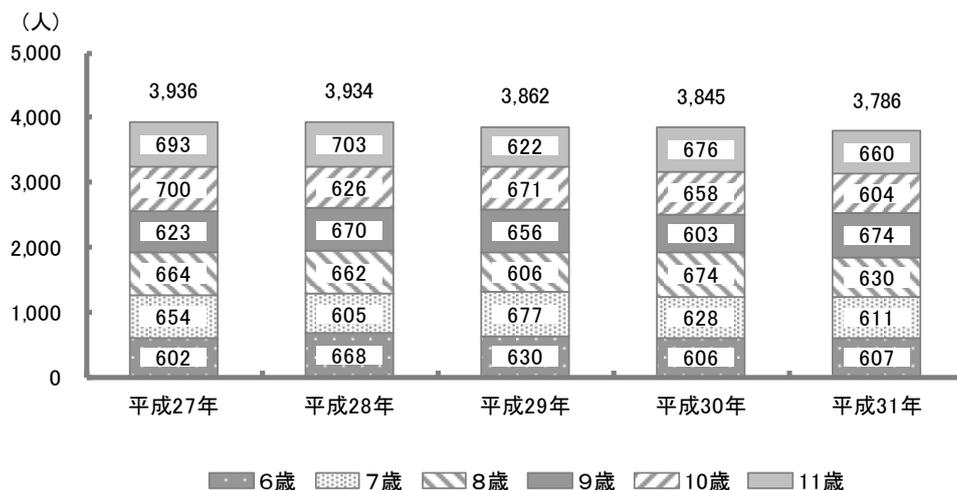


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は減少しており、平成31年3月末現在で3,786人となっています。(図表 3)

図表 3 子ども人口の推移



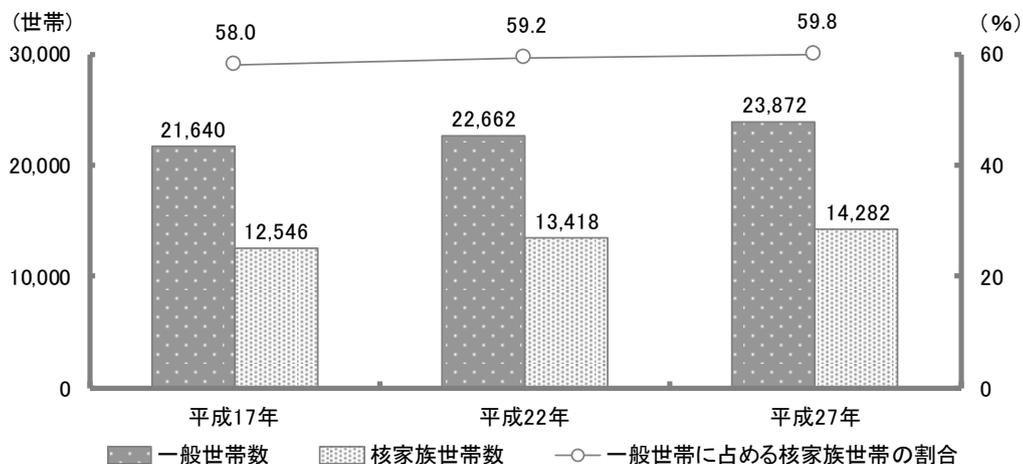
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で14,282世帯となっています。また、一般世帯数、及び一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。(図表 4)

図表 4 世帯の状況

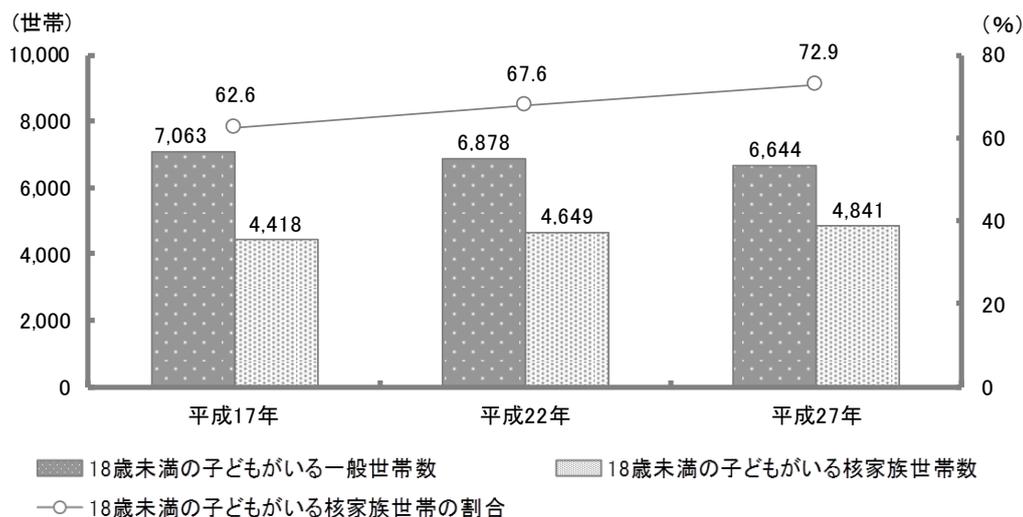


資料：国勢調査（平成27年）

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で6,644世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合は増加しています。(図表 5)

図表 5 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

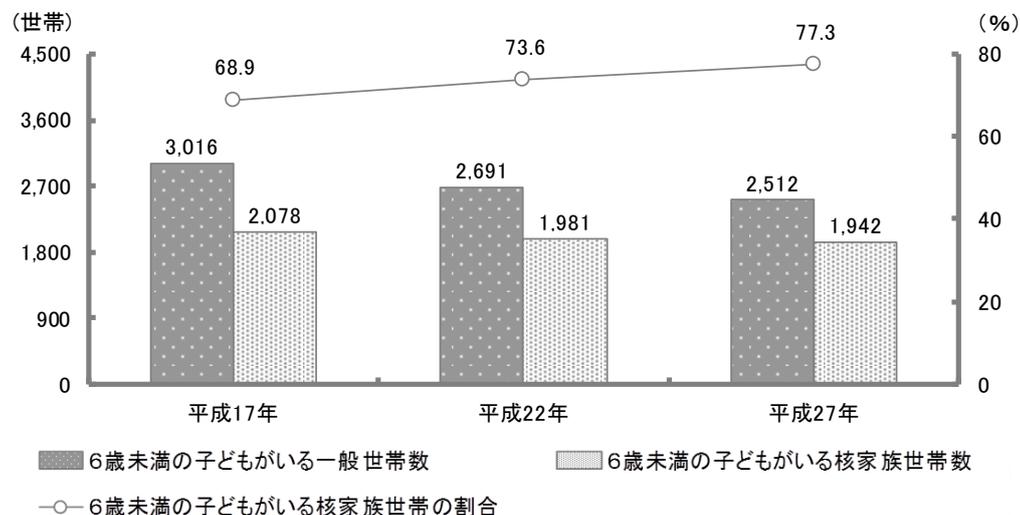


資料：国勢調査（平成27年）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,512世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しており、核家族世帯の割合は増加しています。(図表 6)

図表 6 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

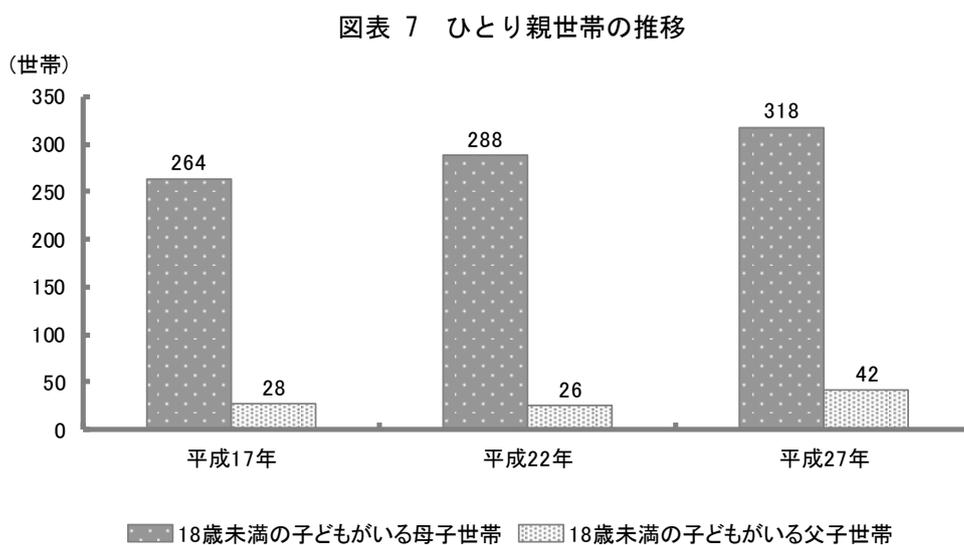


資料：国勢調査（平成27年）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で318世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加傾向にあります。

(図表 7)

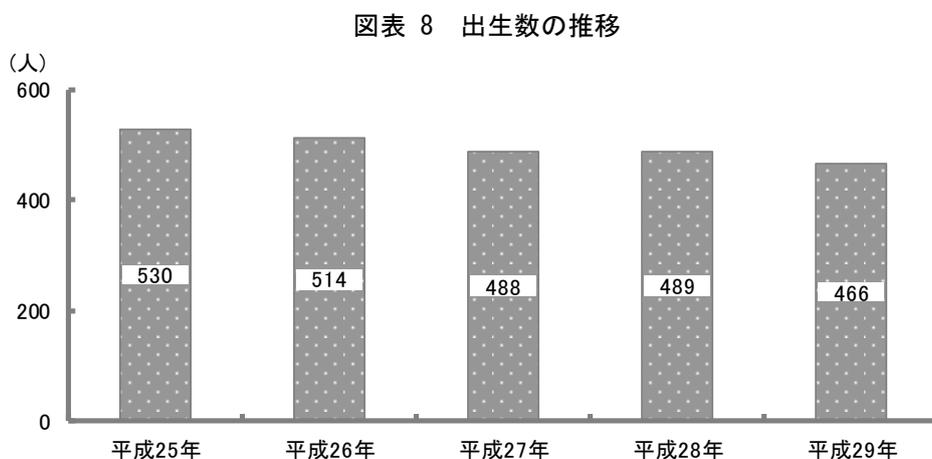


資料：国勢調査（平成27年）

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は減少しており、平成29年で466人と平成25年との比較で1割以上減少しています。(図表 8)

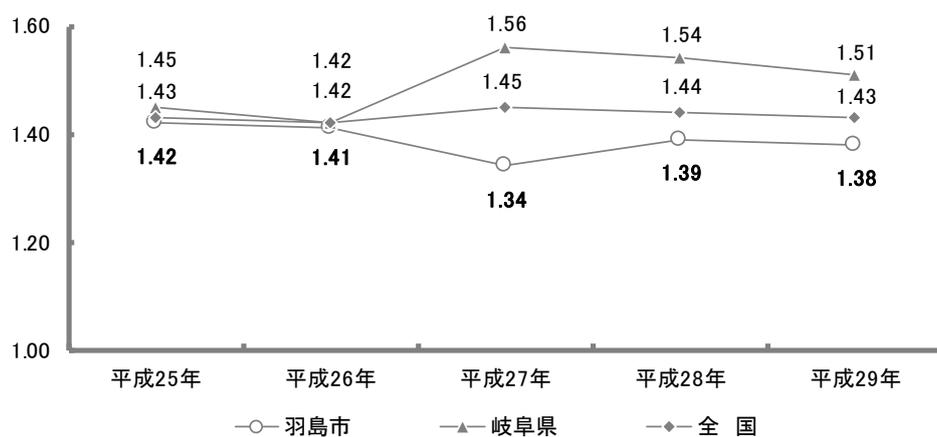


資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.38となっています。（図表 9）

図表 9 合計特殊出生率の推移

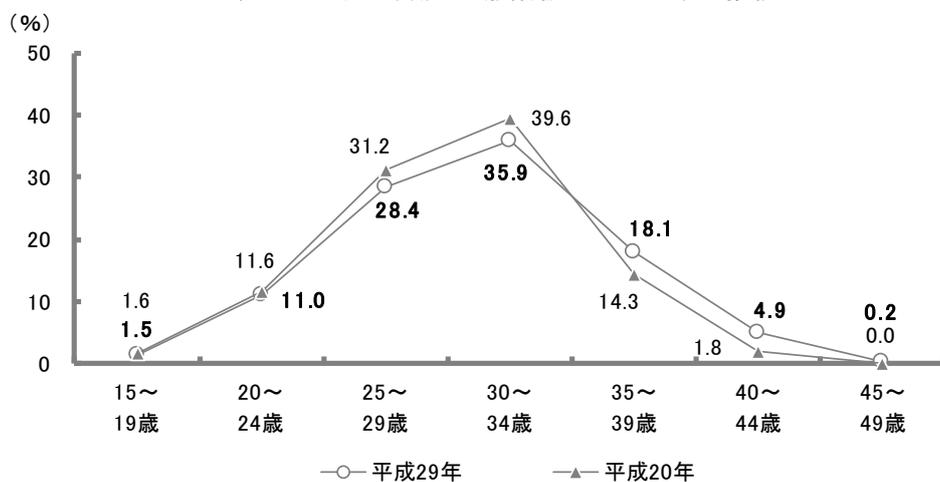


資料：衛生統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。（図表 10）

図表 10 母の年齢（5歳階級）別出生率の推移

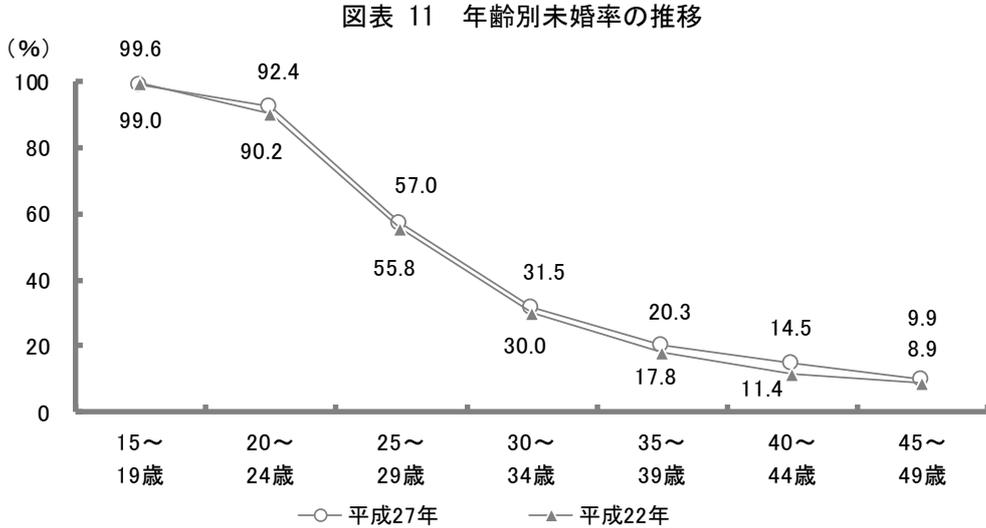


資料：衛生統計年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

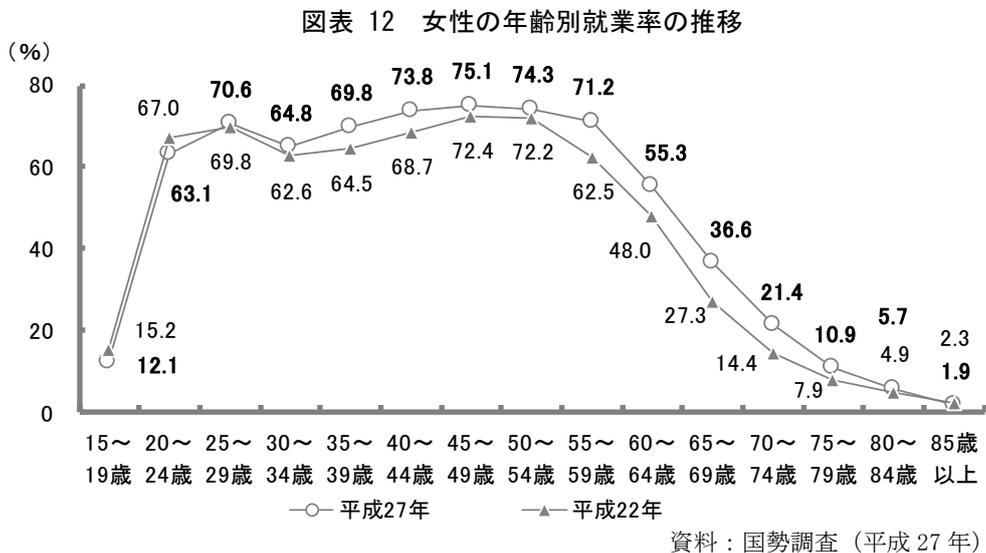
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で全体的に未婚率が上昇しています。(図表 11)



(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

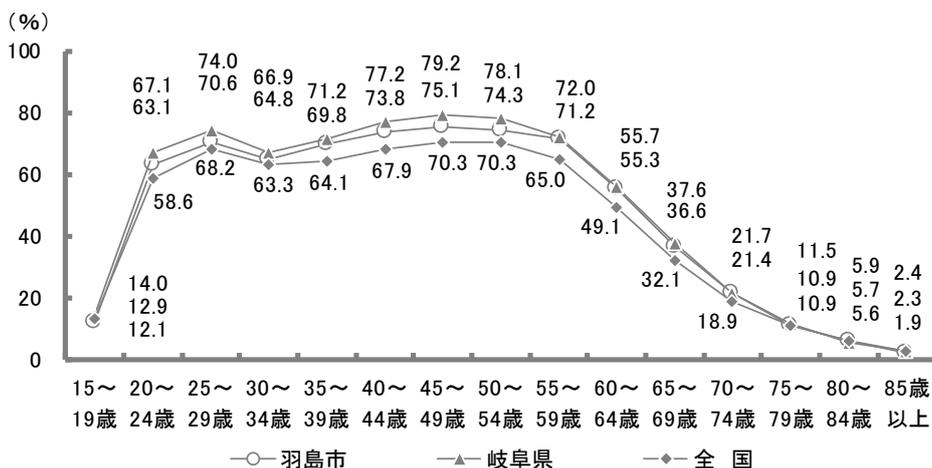
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇しています。(図表 12)



② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国より高いものの、岐阜県よりは低くなっています。（図表 13）

図表 13 女性の年齢別就業率（国・県比較）



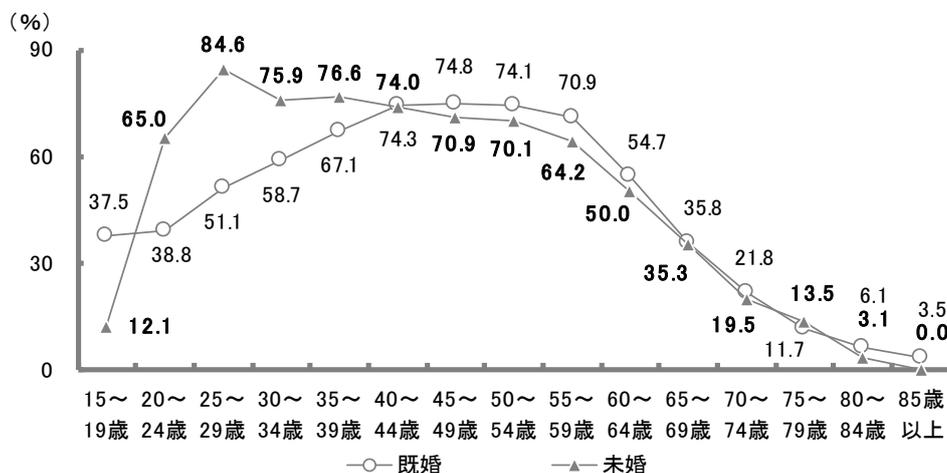
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
全国	12.9	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3	70.3	65.0	49.1	32.1	18.9	10.9	5.9	2.4
岐阜県	14.0	67.1	74.0	66.9	71.2	77.2	79.2	78.1	72.0	55.7	37.6	21.7	11.5	5.6	2.3
羽島市	12.1	63.1	70.6	64.8	69.8	73.8	75.1	74.3	71.2	55.3	36.6	21.4	10.9	5.7	1.9

資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。（図表 14）

図表 14 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



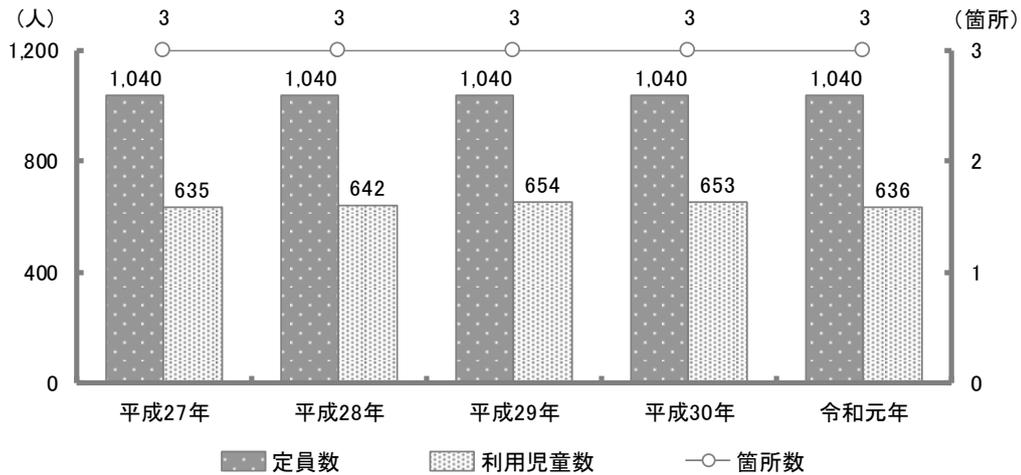
資料：国勢調査（平成27年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいで、利用児童数も大きな増減はありません。令和元年で利用児童数は636人となっています。(図表 15)

図表 15 幼稚園の状況

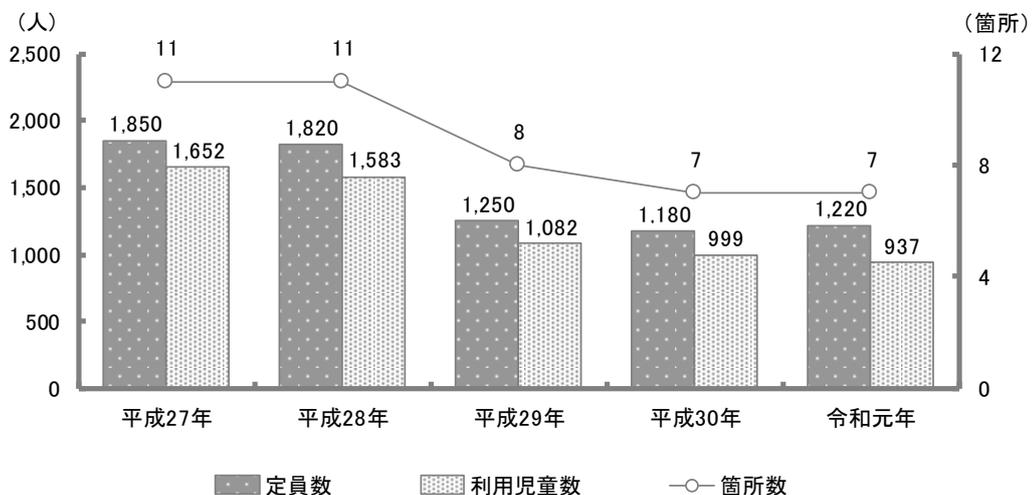


資料：羽島市

② 保育園の状況

本市の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数ともに減少傾向にあります。定員数は令和元年で増加となり1,220人、利用児童数は937人となっています。平成29年より、認定こども園に移行する園があり、箇所数は減少しています。(図表 16)

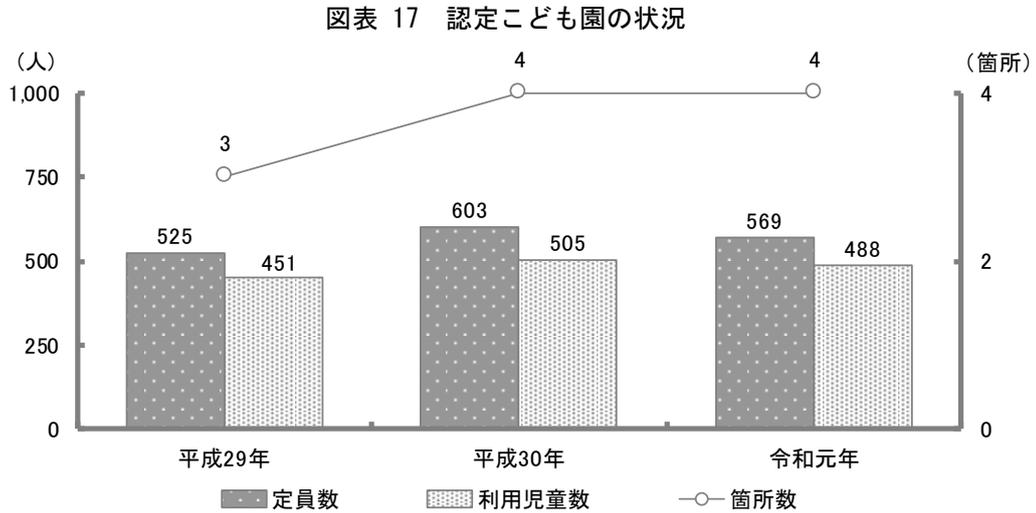
図表 16 保育園の状況



資料：羽島市

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、保育園から移行しており、令和元年で、定員数569人、利用児童数は488人となっています。(図表 17)



資料：羽島市

④ 待機児童数の推移

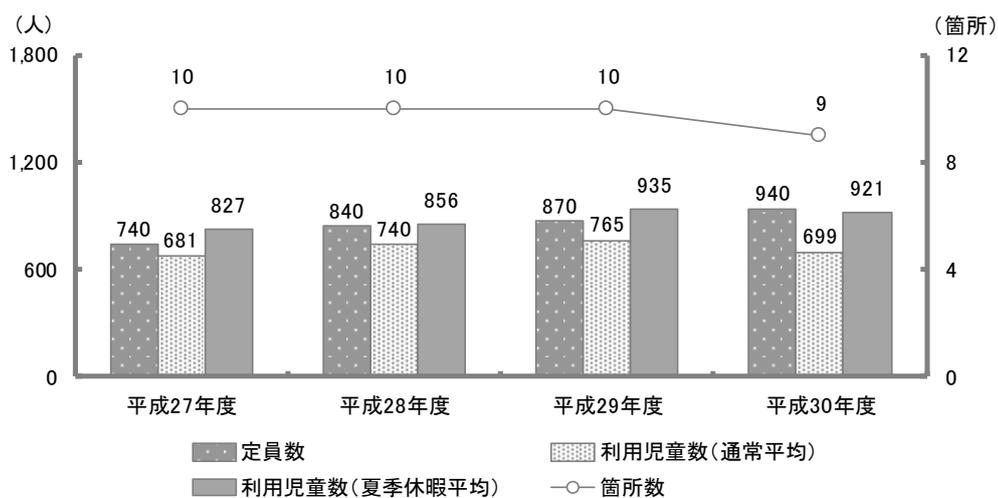
本市において、待機児童はありません。

(7) 放課後児童教室の状況

① 放課後児童教室の状況

本市の放課後児童教室は、平成26年度が小学校1年生から3年生まで、27年度に4年生まで、28年度から全学年に拡大しました。平成29年度までは、夏季休暇の利用児童は定員を超えています。(図表 18)

図表 18 放課後児童教室の状況



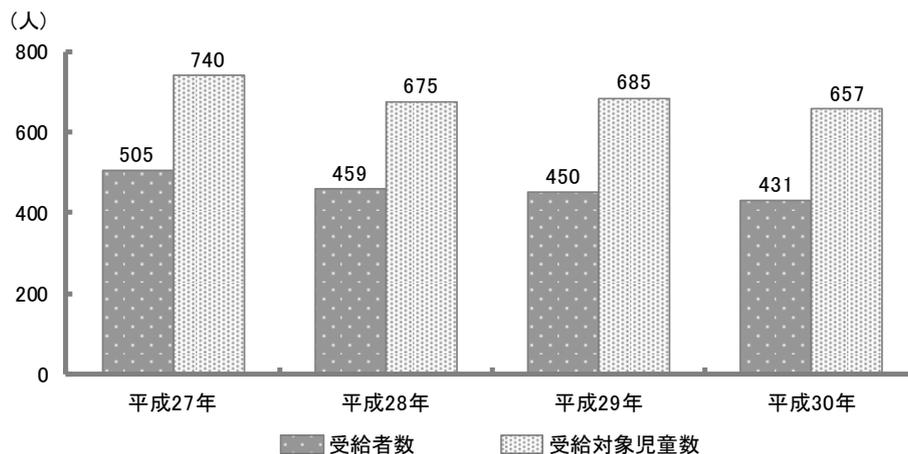
資料：羽島市

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が431人、受給対象児童数が657人となっています。(図表 19)

図表 19 児童扶養手当受給者数の推移

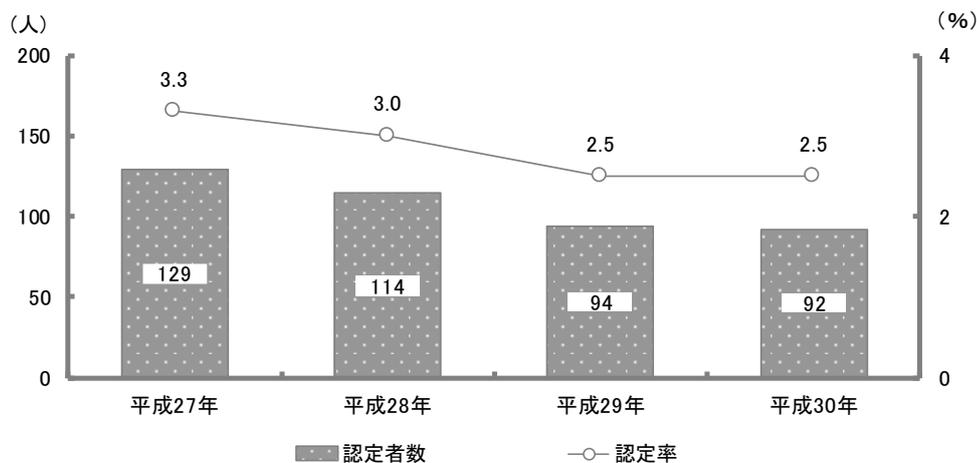


資料：羽島市

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、平成30年で認定者数が92人、認定率が2.5%となっています。(図表 20)

図表 20 就学援助認定者数（小学生）の推移

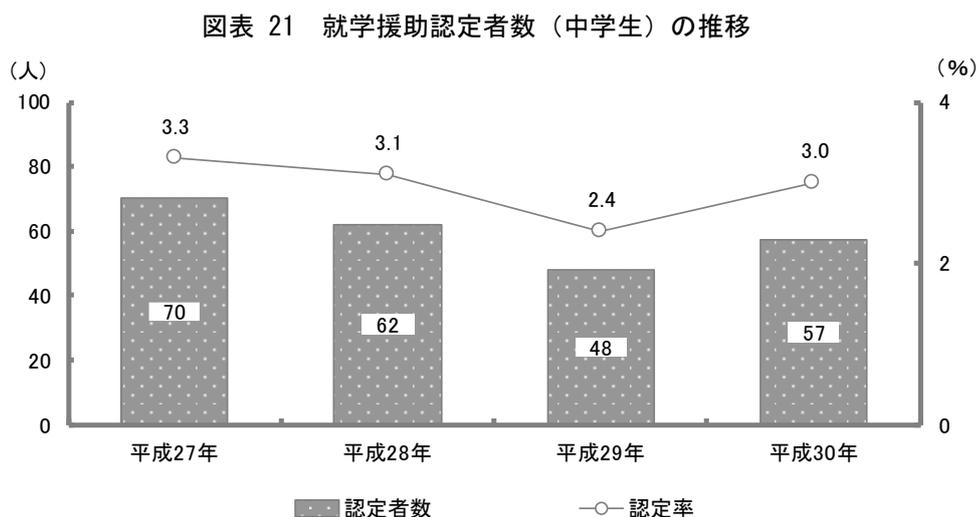


資料：羽島市

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は、平成29年以降に増加しており、平成30年で認定者数が57人、認定率が3.0%となっています。

（図表 21）

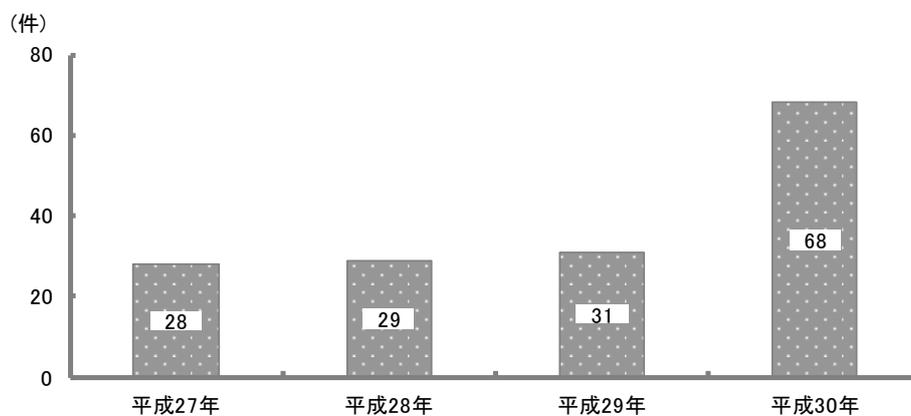


資料：羽島市

④ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は増加傾向にあり、平成30年で68件と3年前の平成27年から約2.5倍になっています。（図表 22）

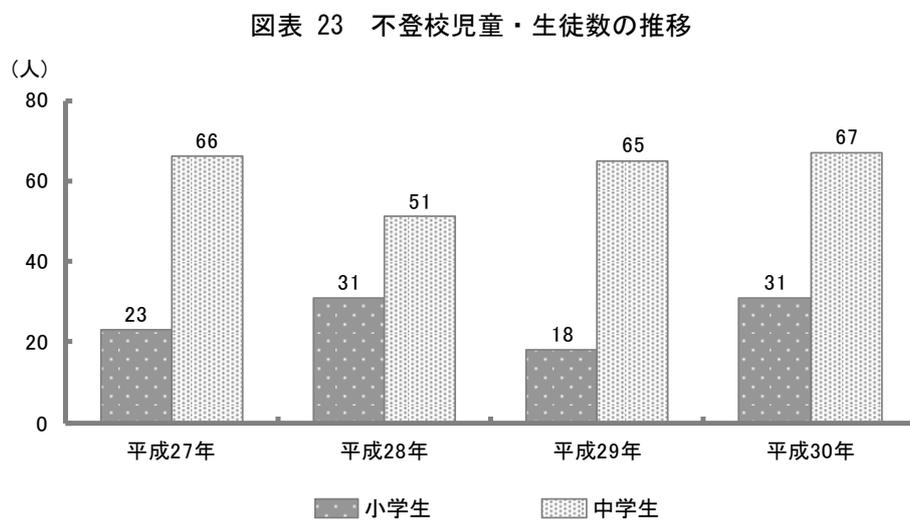
図表 22 いじめ認知件数の推移



資料：羽島市

⑤ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増減を繰り返しており、平成30年で小学生が31人、中学生は67人となっています。(図表 23)



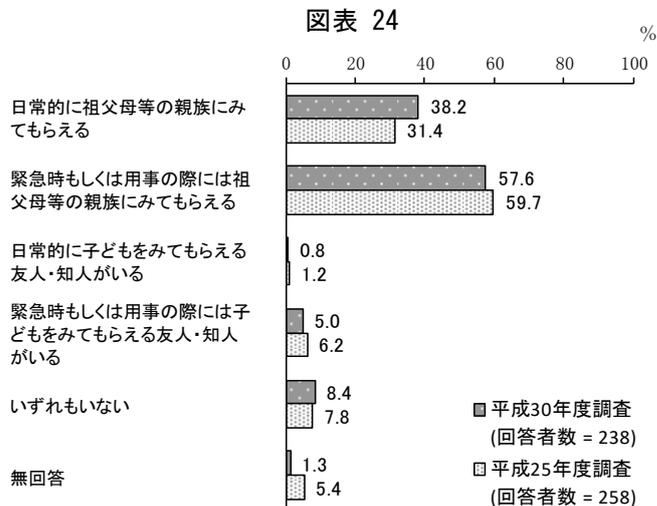
資料：羽島市

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況

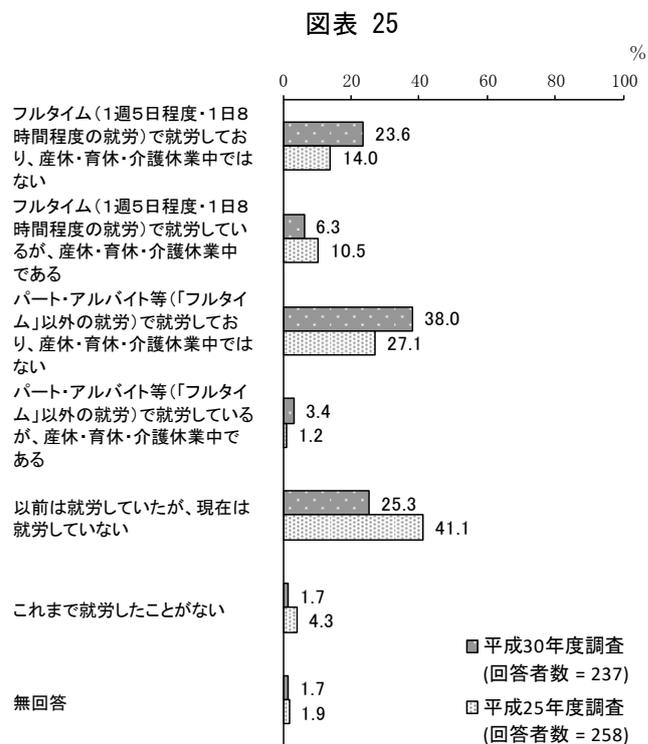
① 就学前児童保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が38.2%、「いずれもない」の割合が8.4%となっています。(図表 24)



② 就学前児童保護者の母親の就労状況

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.3%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.6%となっています。(図表 25)

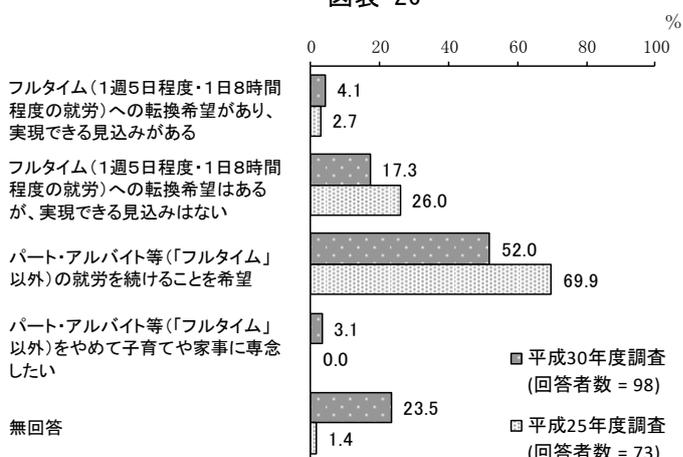


③ 就学前児童保護者の母親（就労者）の就労意向

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が52.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が17.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が4.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。（図表 26）

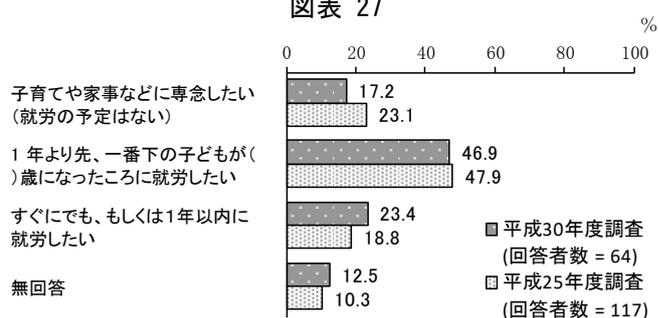
図表 26



④ 就学前児童保護者の母親（未就労者）の就労意向

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が46.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が17.2%となっています。（図表 27）

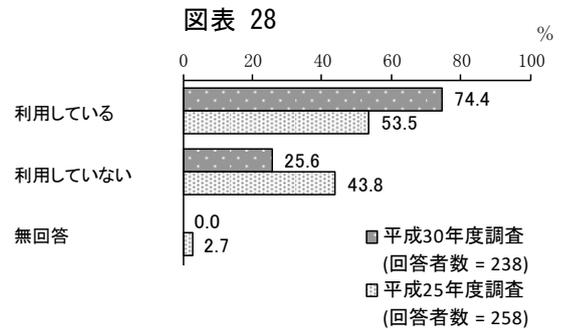
図表 27



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 就学前児童保護者の平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

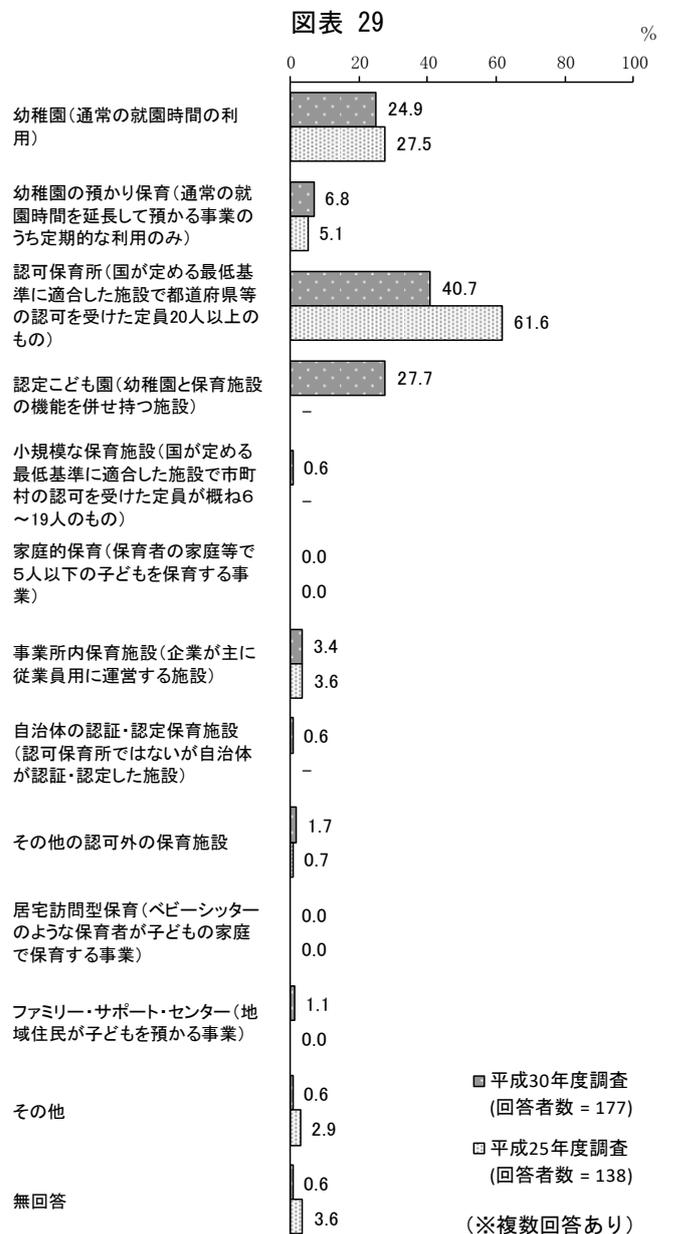
「利用している」の割合が74.4%、「利用していない」の割合が25.6%となっています。(図表 28)



② 就学前児童保護者の平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が40.7%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が27.7%、「幼稚園（通常の利用）」の割合が24.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の利用）」や「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。(図表 29)

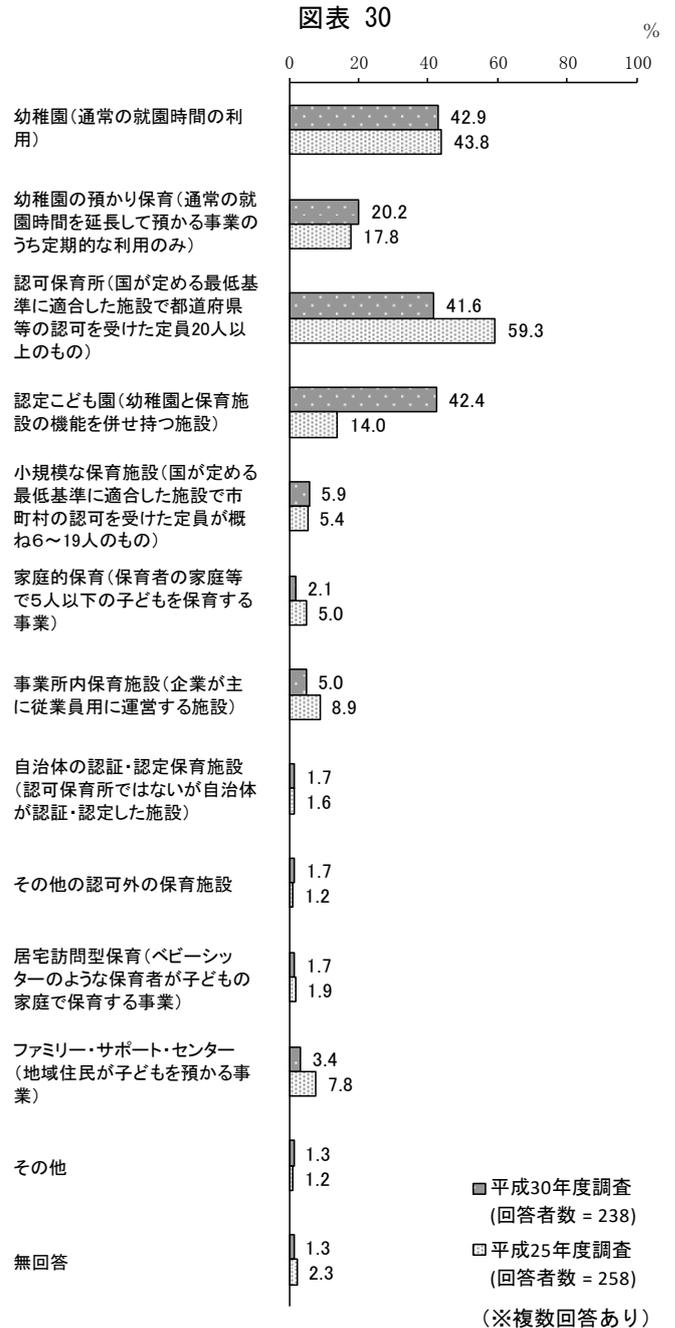


※平成25年度調査には、「認定こども園」「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」の選択肢はありません。

③ 就学前児童保護者の平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が42.9%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が42.4%、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が41.6%となっています。

（図表 30）

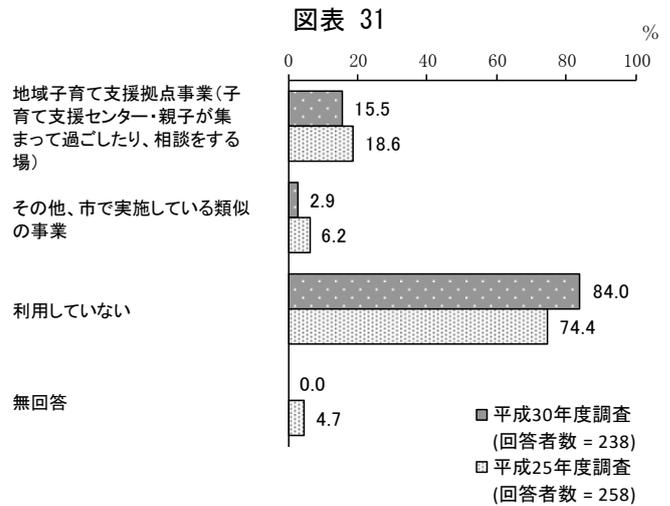


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況

① 就学前児童保護者の地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が84.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が15.5%、「その他、市で実施している類似の事業」の割合が2.9%となっています。

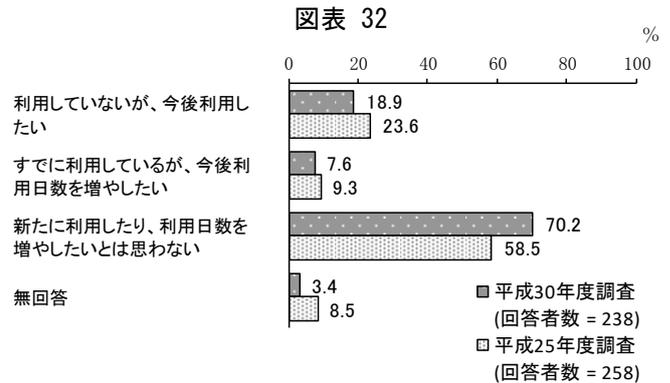
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。（図表 31）



② 就学前児童保護者の地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が70.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が18.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が7.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。（図表 32）



(4) 病気等の際の対応

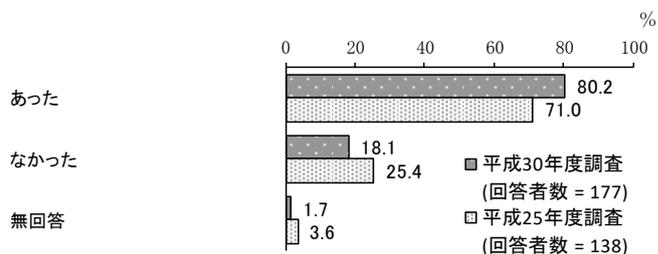
① 就学前児童保護者の子どもが病気やケガで通常の教育・保育の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が80.2%、「なかった」の割合が18.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。

(図表 33)

図表 33

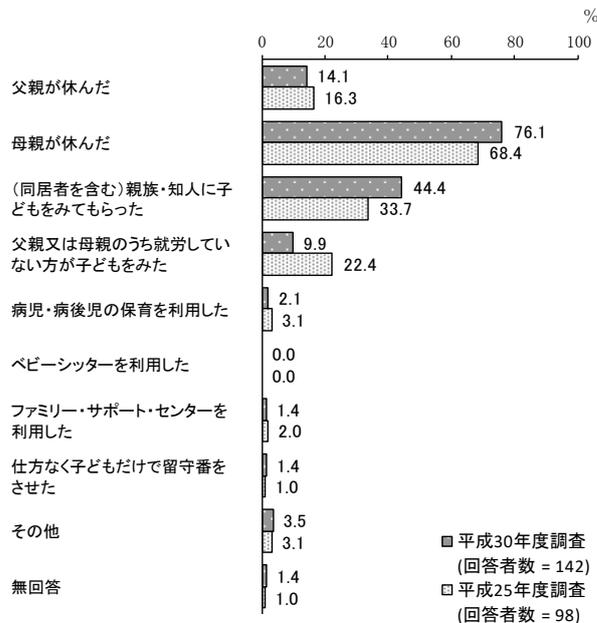


② 就学前児童保護者の子どもが病気やケガで通常の教育・保育の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が76.1%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が44.4%、「父親が休んだ」の割合が14.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。(図表 34)

図表 34



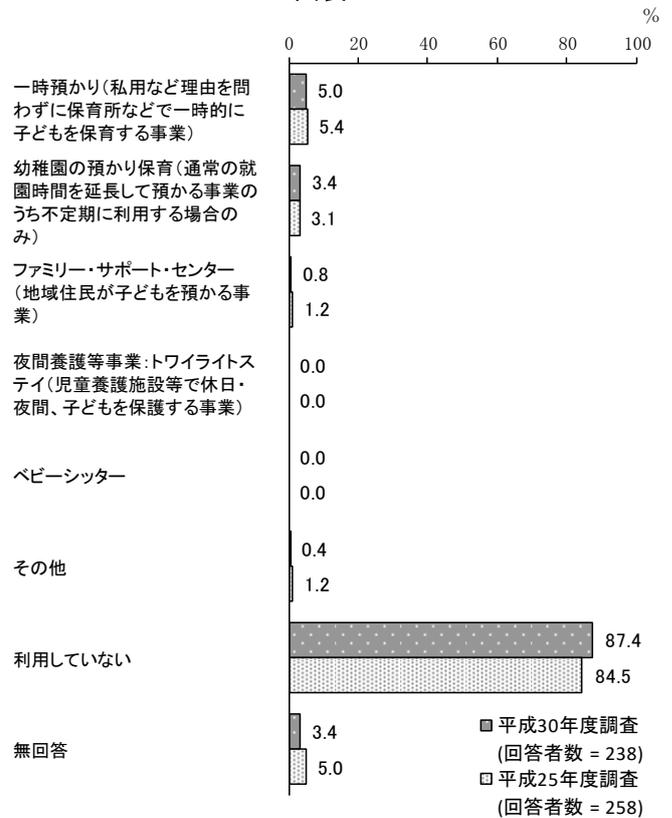
(5) 一時預かり等の利用状況

① 就学前児童保護者の不特定の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.4%と最も高く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が5.0%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が3.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。（図表 35）

図表 35

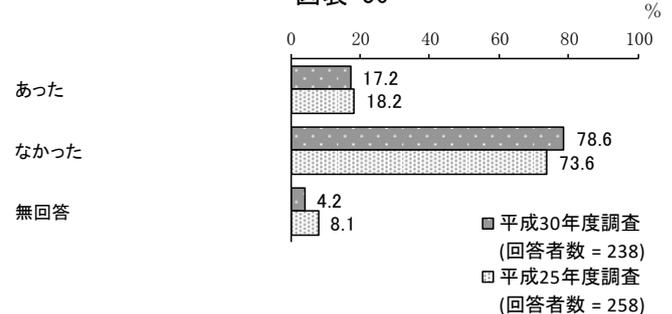


② 就学前児童保護者の宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.2%、「なかった」の割合が78.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。（図表 36）

図表 36



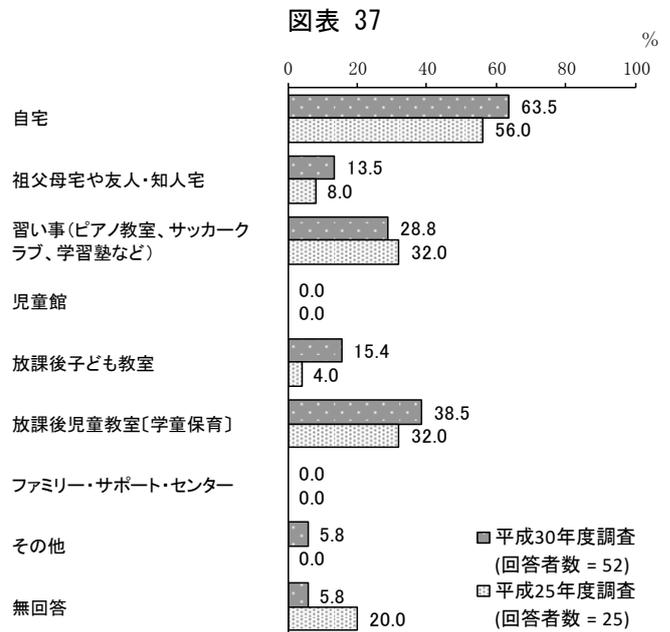
(6) 小学校就学後の過ごしませ方

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が63.5%と最も高く、次いで「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が38.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が28.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」、「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が増加しています。

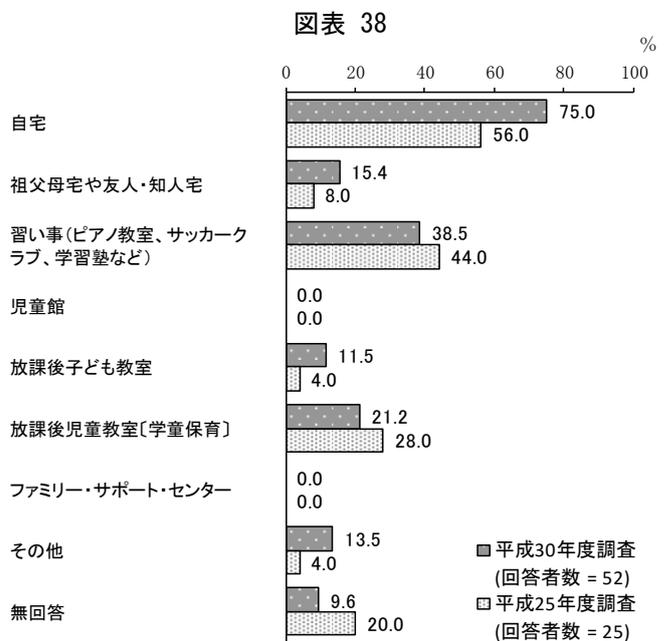
（図表 37）



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が75.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が38.5%、「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が21.2%となっています。

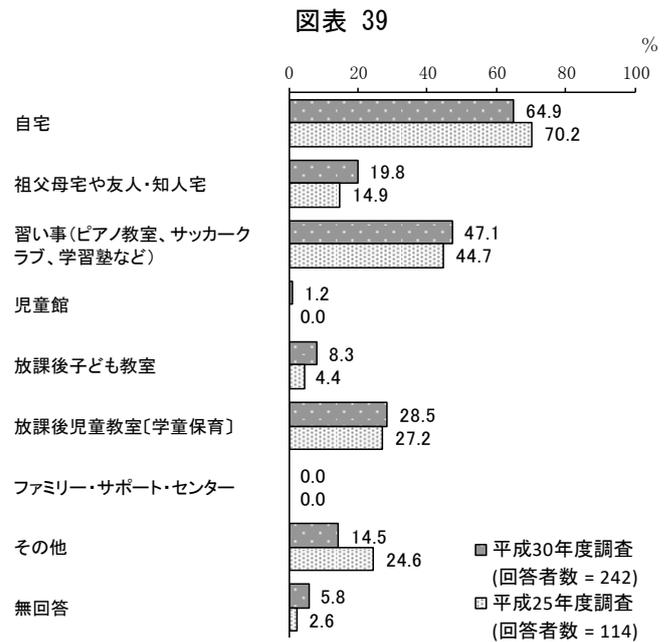
平成25年度調査と比較すると、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が減少しています。（図表 38）



③ 小学生保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が64.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が47.1%、「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が28.5%となっています。

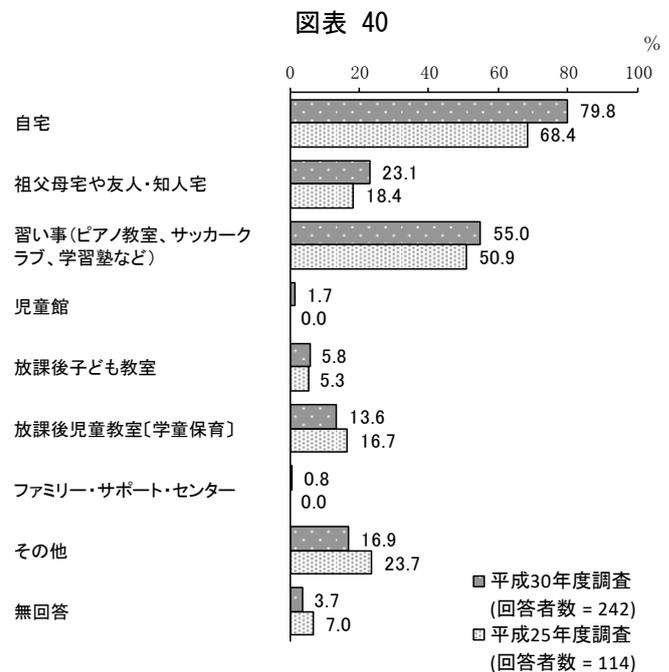
平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が減少しています。（図表39）



④ 小学生保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が79.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が23.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。（図表40）

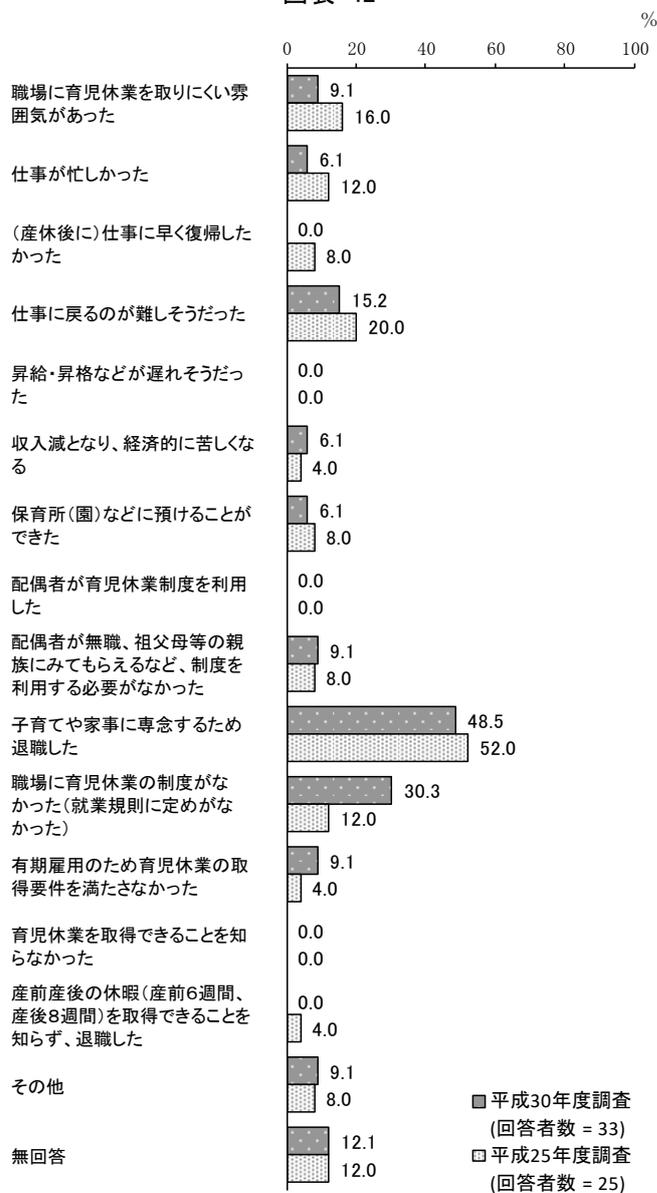


② 就学前児童保護者の母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が48.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が30.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が15.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が多かった」、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が減少しています。（図表 42）

図表 42



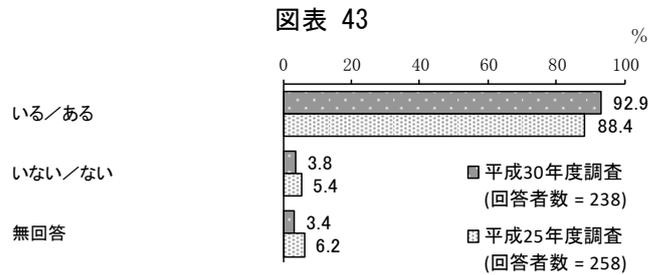
(8) 相談の状況

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.9%、「いない／ない」の割合が3.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「いる／ある」の割合が増加しています。

(図表 43)

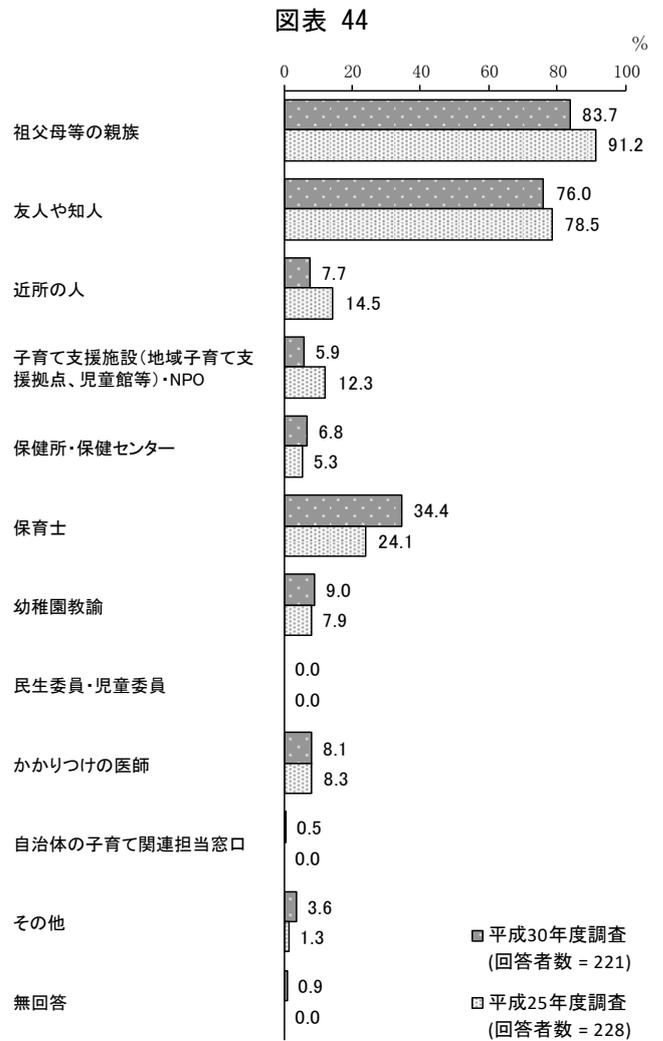


② 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が83.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が76.0%、「保育士」の割合が34.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。一方、

「祖父母等の親族」「近所の人」「子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）・NPO」の割合が減少しています。(図表 44)

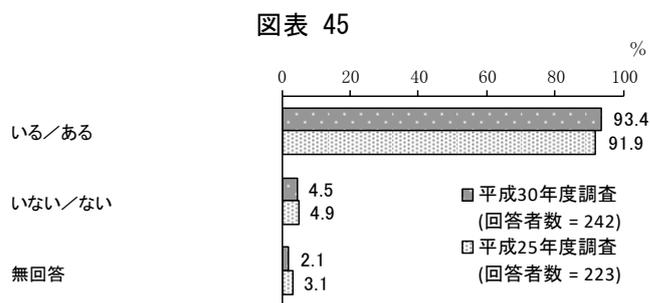


③ 小学生保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が93.4%、「いない／ない」の割合が4.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると「いる／ある」の割合が増加しています。

(図表 45)

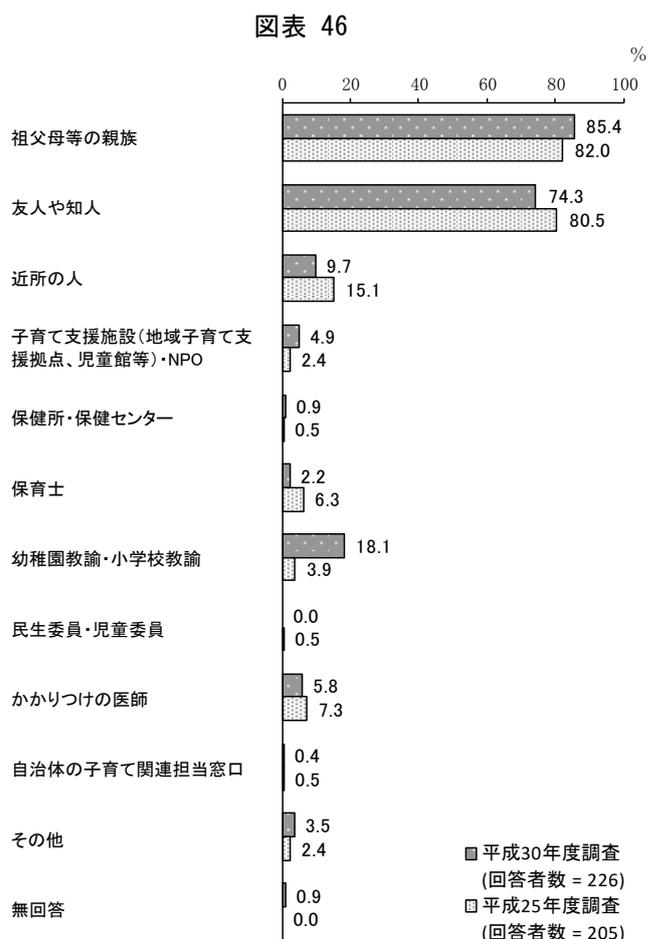


④ 小学生保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が85.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.3%、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が18.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

(図表 46)



(10) 企業アンケート結果

① 女性正社員の働き方

「出産後も継続して就業している」の割合が54.8%と最も高く、次いで「妊娠・出産を機に退職する」の割合が8.1%、「結婚を機に退職する」の割合が4.8%となっています。(図表 49)

回答者数 = 62

出産後も継続して就業している

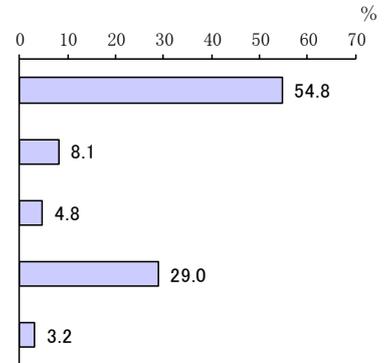
妊娠・出産を機に退職する

結婚を機に退職する

その他

無回答

図表 49



② 過去3年間の育児休業の取得状況

男性従業員

「いる」の割合が6.5%、「いない」の割合が80.6%となっています。

(図表 50)

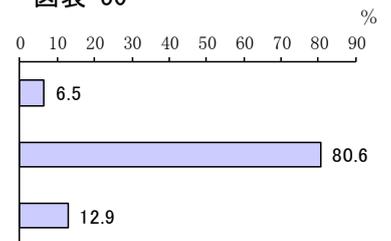
回答者数 = 62

いる

いない

無回答

図表 50



女性従業員

「いる」の割合が45.2%、「いない」の割合が54.8%となっています。

(図表 51)

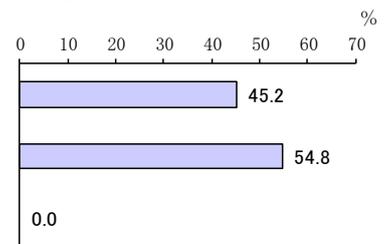
回答者数 = 62

いる

いない

無回答

図表 51



③ 仕事と家庭の両立に対する考え方

「ある程度の役割は果たすべき」の割合が56.5%と最も高く、次いで「企業として積極的に取り組むべき」の割合が33.9%となっています。

(図表 52)

回答者数 = 62

企業として積極的に取り組むべき

ある程度の役割は果たすべき

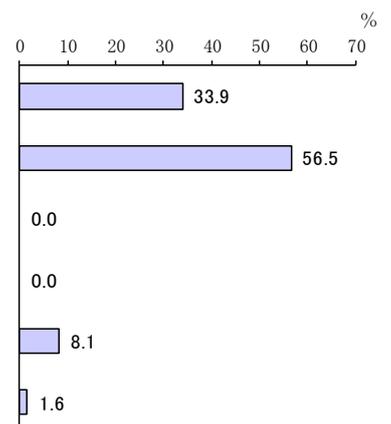
企業としてはあまり積極的に取り組むべきではない

企業が担うものではない

その他

無回答

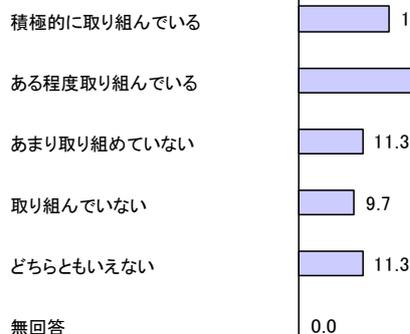
図表 52



④ 企業における仕事と家庭の両立支援の現状

「ある程度取り組んでいる」の割合が51.6%と最も高く、次いで「積極的に取り組んでいる」の割合が16.1%、「あまり取り組めていない」、「どちらともいえない」の割合が11.3%となっています。（図表 53）

回答者数 = 62

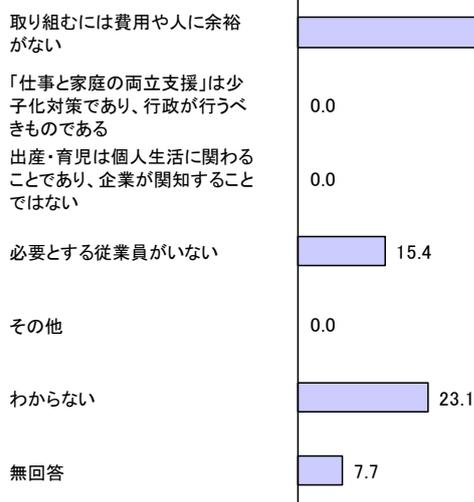


図表 53

⑤ 企業において仕事と家庭の両立支援に取り組めない理由

「取り組むには費用や人に余裕がない」の割合が53.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.1%、「必要とする従業員がいない」の割合が15.4%となっています。（図表 54）

回答者数 = 13



図表 54

⑥ 企業における仕事と家庭の両立に向けた取り組み内容

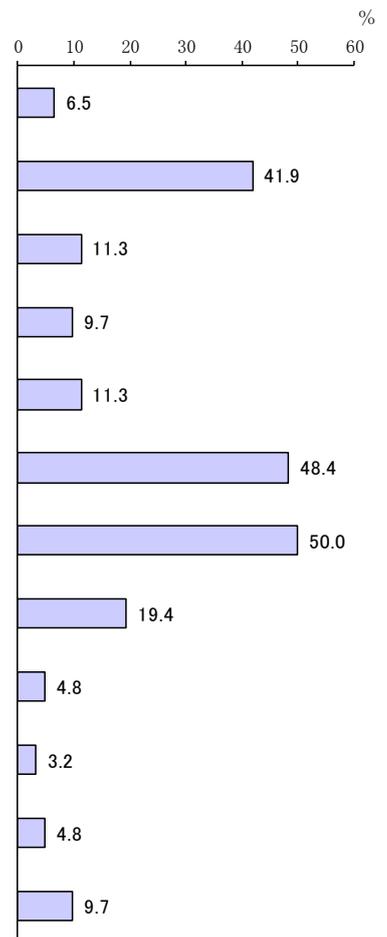
「従業員が休みをとりやすいように、従業員相互で業務を共有するように工夫している」の割合が50.0%と最も高く、次いで「従業員に対して作業の無駄をなくして、早く帰るように励行している」の割合が48.4%、「育児休業や短時間勤務制度の利用が、評価の際に不利益にならないようにしている」の割合が41.9%、「従業員が休みをとりやすいように、従業員相互で業務を共有するように工夫している」の割合が41.9%となっています。

(図表 55)

回答者数 = 62

経営戦略等に仕事と家庭の両立を進める趣旨を盛り込んでいる
 育児休業や短時間勤務制度の利用が、評価の際に不利益にならないようにしている
 仕事と家庭の両立に関する情報提供・相談を行う組織・担当を設けている
 従業員の家庭の事情によっては、自宅近くの事務所に異動させている
 ノー残業デーを設けている
 従業員に対して作業の無駄をなくして、早く帰るように励行している
 従業員が休みをとりやすいように、従業員相互で業務を共有するように工夫している
 従業員に対して、定期的に面談を実施している
 管理職の意識を変えるため、管理職研修を実施している
 託児など子どもの預かりができる環境を整備している
 その他
 無回答

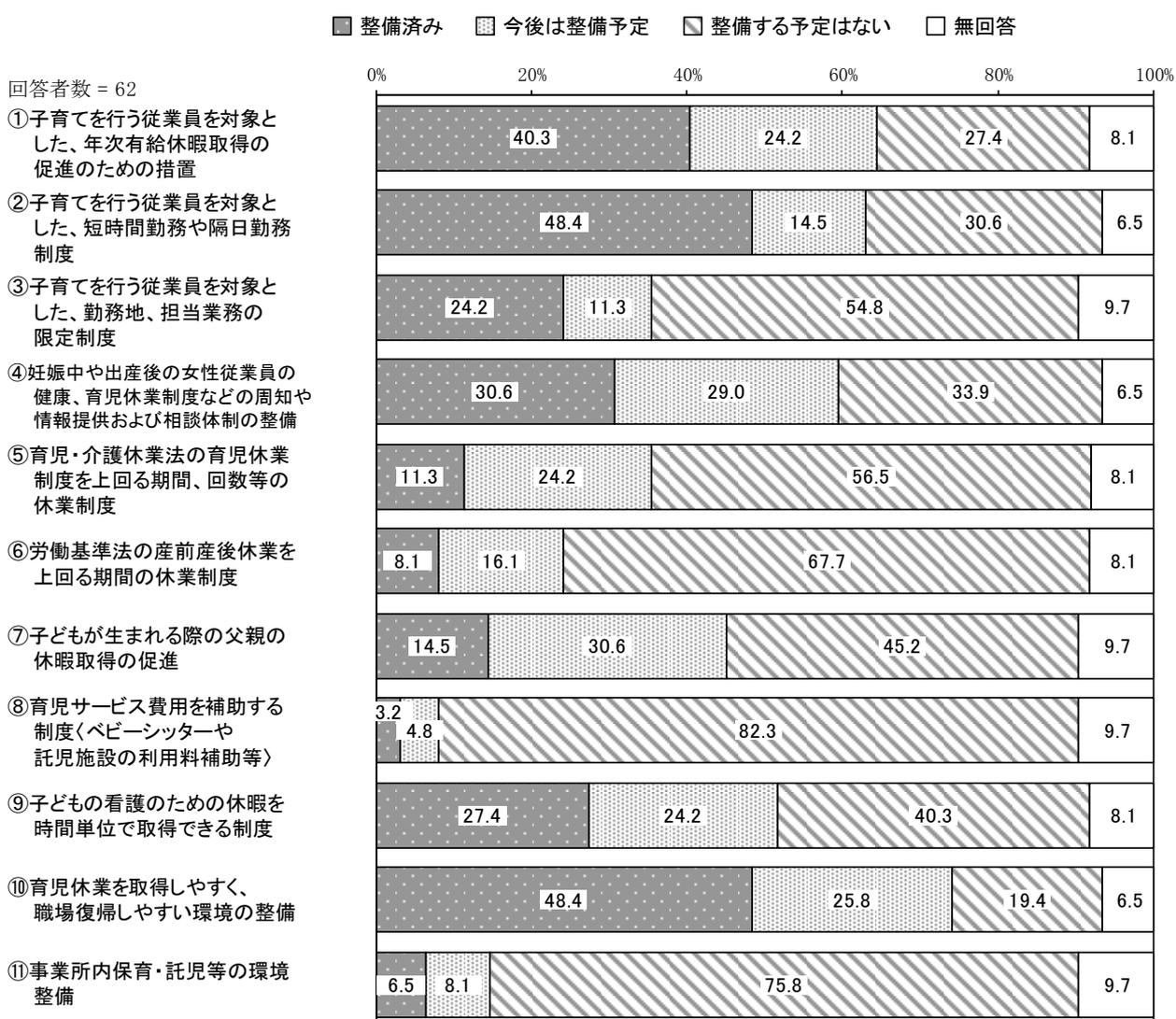
図表 55



⑦ 仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備の状況

②子育てを行う従業員を対象とした、短時間勤務や隔日勤務制度、⑩育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備で「整備済み」の割合が高く、約5割となっています。また、④妊娠中や出産後の女性従業員の健康、育児休業制度などの周知や情報提供および相談体制の整備、⑦子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進で「今後は整備予定」の割合が、⑧育児サービス費用を補助する制度（ベビーシッターや託児施設の利用料補助等）で「整備する予定はない」の割合が高くなっています。（図表 56）

図表 56

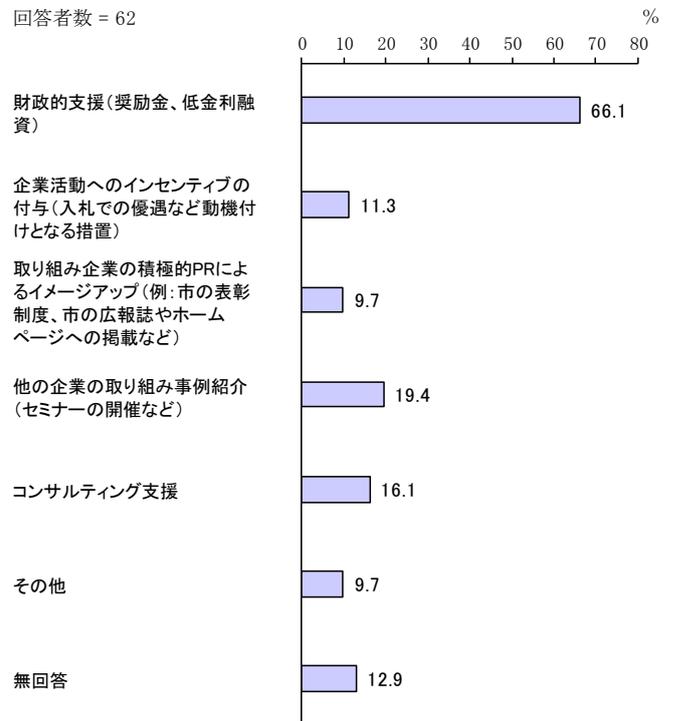


⑧ 行政に求められる仕事と家庭の両立に向けた支援や補助

「財政的支援(奨励金、低金利融資)」の割合が66.1%と最も高く、次いで「他の企業の取り組み事例紹介(セミナーの開催など)」の割合が19.4%、

「コンサルティング支援」の割合が16.1%となっています。(図表 57)

図表 57





第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、前計画の理念や方向性等を引き継ぎ、これからの羽島市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基本理念

子どもたちが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま



2 基本目標

(1) 共に学びあい、育ちあうまちづくり・・・・・・・・

子育てをすることは、保護者にとってこの上ない喜びを与えてくれるものです。しかし、その大きな喜びと比例するように、今まで経験したことのない不安や負担を感じることも無視できない事実です。

これらの不安や負担を保護者が乗り越え、子育てに喜びを感じることができるよう身近なところで相談支援や情報提供を行い、地域が一体となって子育て家庭をサポートしつつ、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという考え方を前提とした“親育ち”に資する取り組みを進めることで、子どもと保護者、そして地域が学び、育ち合う環境を構築していきます。

(2) 心豊かで健やかに成長するまちづくり・・・・・・・・

子どもたちは、身の回りの様々な環境や人から多くのことを吸収し、成長していきます。そして、発達に応じた教育・保育を通じ、学ぶ意欲や自尊感情等を高め、豊かな心と健康な体を育むことにより、子どもの健やかな発達を促します。

また、子どもの尊厳や人権を脅かし、侵害するいじめから子どもを守り、その未然防止を図る取組や、全ての子ども・若者の権利が守られるための取組を進めます。

子どもたちの成長について保護者や行政だけでなく、学校、地域、そして市民一人ひとりが関心を持ち、相互に連携して社会全体で育む環境づくりを推進します。

(3) 安心・安全でいきいきと暮らせるまちづくり・・・・・・・・

子どもたちが地域の中で健やかに成長するためには、子育て家庭が安心して地域の中で子育てができるまちであることが必要です。防犯・交通安全・防災対策に取り組むとともに、子どもの居場所づくり等推進し、妊婦や子ども、子育て家庭にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

また、子育て家庭の孤立を防止するため、各種交流事業、仲間づくり、親子の交流機会の充実を図り、子どもや子育て家庭が安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の柱]

[施策項目]

「子どもたちが健やかに暮らせるまちはしま」

1 共に学びあい、育ちあうまちづくり

(1) 全ての子育て家庭への支援

- ①子育て家庭に対する経済的支援
- ②貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援
- ③障がい児施策の充実
- ④児童虐待防止対策の充実

(2) 子育てと仕事の両立支援

- ①仕事と家庭の両立支援
- ②乳幼児期の教育・保育の充実

2 心豊かで健やかに成長するまちづくり

(3) 親子の健やかな成長支援

- ①母子の健幸づくりの推進
- ②小児医療体制の充実
- ③食育の推進

(4) 全ての子ども・若者の健やかな育ちの支援

- ①児童の健全育成
- ②思春期の健幸づくり
- ③次代の親の育成
- ④心豊かな人間性を育む教育の推進

3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり

(5) 地域で支える子育ての推進

- ①地域の子育て支援体制の整備
- ②子ども・若者への相談・支援体制の充実

(6) 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- ①交通安全・防犯対策の充実
- ②安全・安心なまちづくり

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第4章 施策の展開' centered within them.

第4章 施策の展開

基本目標 1 共に学びあい、育ちあうまちづくり

(1) 全ての子育て家庭への支援・・・・・・・・

- 子育てにおける不安や負担を保護者が乗り越え、子育てに喜びを感じることができるよう多様なサービスや情報提供・相談等の支援を行い、地域が一体となって子育て家庭を支援することが求められます。
- アンケート調査では、就学前保護者、小学生保護者のどちらも「子育てに伴う経済的支援が充実している」と思わない人が前回調査と比較して高くなっています。経済的支援について5年前と比較し、変化がないにも関わらず、子育て支援への経済的支援への要求が高くなっています。
- 地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが重要です。特に、貧困状態の家庭やひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、適切なサービスや情報の提供、相談体制の充実が求められます。
- 発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育へと移行する際には、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。
- 児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

① 子育て家庭に対する経済的支援

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
1	児童手当・特例給付	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を作ること、次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的とし、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童の保護者に手当を支給します。	保険年金課
2	乳幼児等医療費助成	乳幼児等が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。入院、外来ともに15歳到達後最初の3月31日まで助成しています。	保険年金課
3	養育医療費助成	身体の発育が未熟なまま生まれた新生児に対して、その養育に必要な医療費の一部を助成します。	保険年金課

番号	事業名	事業概要	担当当課
4	出産育児一時金 (国民健康保険)	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
5	国民年金保険料の 産前産後期間免除	国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除します。	保険年金課
6	幼児教育・保育の 無償化	令和元年10月より子育て世帯の負担を軽減するため、3歳～5歳児、0歳～2歳児の住民税非課税世帯の保育料の無償化を実施しています。	子育て・健幸課
7	保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担軽減のため、引き続き、第二子以降の保育料の軽減に努めます。また、市の保育料基準額を国が定める基準額から引き下げます。	子育て・健幸課

② 貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当当課
8	就学援助	経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。	学校教育課
9	奨学金制度の周知	教育費の負担を軽減するために、各奨学金制度の周知に努めます。	学校教育課
10	児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の障害のある者）の保護者に手当を支給します。	保険年金課
11	父子・母子家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。入院、外来ともに18歳到達後最初の3月31日まで助成しています。	保険年金課
12	貸付金制度の周知	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進します。修学資金・就学支度資金等、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知に努めます。	子育て・健幸課
13	学習支援ボランティア 事業	ひとり親家庭の小中学生の児童を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援や学習相談を学習塾形式及び派遣形式にて実施することで、児童の学習習慣の獲得とボランティアの大学生等との交流を通じた健全な育成を図ります。	子育て・健幸課
14	相談体制の整備・連携	民生・児童委員、主任児童委員、母子自立支援員をはじめ、関係機関の相談体制を整備・充実し、貧困等生活に困難を抱える家庭や、育児・就労等に不安を抱えるひとり親家庭を支援します。	子育て・健幸課
15	ひとり親家庭等自立 支援の充実	ひとり親家庭の子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的な自立支援を推進します。	子育て・健幸課

番号	事業名	事業概要	担当課
16	母子生活支援施設の 入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又はこれに準ずる事情にある母が、生活上の問題を抱え子どもを十分に養育できない場合に、母子ともに入所できる施設で、自立に向けた支援を行います。	子育て・健幸課

③ 障がい児施策の充実

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当課
17	障がい福祉サービス	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、障がいのある子を居宅において入浴、排せつ、食事等の援助を行う居宅介護、保護者の疾病その他の理由により、施設等に短期間入所し、必要な支援を行う短期入所等の利用が可能です。また、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う児童発達支援、学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス等の利用が可能です。	福祉課
18	児童発達相談支援事業	子どもが健やかに発達していくことを目的とし、保護者に対して発達やことばの相談、支援を行います。	福祉課
19	岐阜地域児童発達支援 センター組合運営事業	手、足や体幹の機能に障がいのある比較的長期的治療が必要な学齢前の児童と保護者に対して、機能訓練、言語訓練、生活指導を行い、職員と協力しあって将来社会においての1人立ちを目指して療育を行う事業で、岐阜市を始めその構成市町で運営管理をします。	福祉課
20	特別児童扶養手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、知的又は身体に障がいのある20歳未満の方（身障手帳1級～3級、療育手帳A・B1・B2の一部の所持者）の保護者に手当を支給します。	保険年金課
21	障害児福祉手当	20歳未満の方で、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方（身障手帳1級、療育手帳A程度の所持者）に手当を支給します。	保険年金課
22	重度心身障害者医療費 助成	重度心身障害者（身障手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、身障4級で戦傷病者手帳所持者、精神手帳1級・2級所持者）が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。	保険年金課
23	重度心身障害児童福祉 手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、20歳未満の心身に重度の障がいを有し、障害児福祉手当を受けられない方（身障手帳1級～3級、療育手帳B1以上の所持者）の保護者に手当を支給します。	保険年金課
24	特別支援教育の充実	特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	学校教育課

番号	事業名	事業概要	担当課
25	障害児保育事業	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所等及び身体障害者手帳（5級以上）や療育手帳交付児等の軽度障がい児が入所している保育所に対して助成し、障がい児の受入れを支援します。	子育て・健幸課
26	心理相談	ことばの遅れ、精神発達の遅れの疑いのある幼児の相談を行います。	子育て・健幸課
27	乳幼児健康診査事業	3～4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、疾病・心身障がいの早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	子育て・健幸課
28	就学前巡回訪問（相談）事業	保健センター、羽島特別支援学校、羽島市発達支援センター、市内関係学校、羽島市教育委員会の各担当者でチームを作り、市内の園への巡回訪問を行います。訪問後、園での支援の仕方の検討や就学先での支援の在り方の相談をします。	学校教育課
29	サポートファイルの普及・啓発	本人・保護者と支援者をつなぎ継続的な支援が行えるよう、支援内容や相談内容、検査結果等を記録、保管するファイルを作成し、配付しています。	学校教育課

④ 児童虐待防止対策の充実

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当課
30	要保護児童対策及びDV対策地域協議会	要保護児童（養育、虐待、非行、不登校等の問題を抱えた児童）の状況改善のために、関係機関等が必要に応じた連携をとって支援にあたります。平成25年度より羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会となり、DVのケースに対する連携支援も行っています。	子育て・健幸課 学校教育課
31	家庭児童相談業務の充実・強化	相談窓口を住民に周知するとともに、専門的な知識等が必要になることから、人的資源を積極的かつ、有効的に活用しつつ相談窓口の充実・強化を図ります。	子育て・健幸課 市民相談室
32	子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども家庭支援全般に係る業務や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務を行う拠点について整備・運営を行います。	子育て・健幸課
33	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児を持つ全家庭に母子保健推進員等が訪問し、育児不安の解消、孤立化の防止に努めます。	子育て・健幸課
34	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	子育て・健幸課

(2) 子育てと仕事の両立支援

- ・5年前と比較すると、児童の就学前・就学後ともに母親の就業状況は高くなっています。また、パートタイムで働いている人は、再就職、フルタイムへの転職希望を持っている母親が増加しており、子育てと仕事の両立支援の必要性が企業に求められています。
- ・企業アンケートの結果からは、女性従業員の過去3年間における育児休業状況をみると、半数が取得していない状況であり、企業における仕事と家庭の両立に対する役割が求められています。
- ・企業において、両立支援への取り組みを促進できない理由として、費用や人に余裕がないことが大きな原因となっており、財政的支援が求められています。
- ・働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するために、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

① 仕事と家庭の両立支援

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
35	子育て支援企業認証・表彰制度	子育てと仕事の両立や継続して働くことができる環境づくりを目的として、子育て等に対する優れた取り組みを行う市内企業を表彰するとともに、奨励金を交付し支援します。	子育て・健幸課
36	事業主・企業の取り組み促進の啓発	育児休業や介護休暇制度の拡充を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。	商工観光課
37	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の取得啓発	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定」等について、その取得の啓発に努めます。	商工観光課



子育て支援企業認証ロゴマーク

② 乳幼児期の教育・保育の充実

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当課
38	通常保育事業	共働き世帯等、保育に欠ける乳幼児のために保護者に代わって保育します。	子育て・健幸課
39	延長保育事業 (時間外保育事業)	就業形態の多様化や、通勤時間の伸長等に対応した長時間保育を促進するため、延長保育を実施する保育所に対して助成をし、働く保護者を支援します。	子育て・健幸課
40	一時預かり事業	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園で一時的に預かります。	子育て・健幸課
(25)	障害児保育事業(再掲)	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所等及び身体障害者手帳(5級以上)や療育手帳交付児等の軽度障がい児が入所している保育所に対して助成し、障がい児の受入れを支援します。	子育て・健幸課
41	低年齢児保育促進事業	保護者がいつでも希望する保育所等へ子どもを入所させることができるよう受入体制を整え、県が定める保育士配置基準を満たしている保育所に対し人件費を助成し、低年齢児の受入れを促進します。	子育て・健幸課
42	保育所広域入所事業	保育に欠ける児童の保護者が市外に通勤している場合、勤務先のある市町村の保育所等に入所させることが可能です。また、里帰り出産により実家の所在する市町村の保育所等に入所させることも可能です。	子育て・健幸課
43	保育所施設整備事業	少子化により児童数が減少する中で、老朽施設の改築等にあわせ、保育所の特別保育や地域の子育て支援等の多機能化に重点をおいた計画的な整備を図り、地域の実情にあった保育サービスの提供を図ります。	子育て・健幸課
44	幼稚園における教育	3歳から5歳の各年齢に合わせた幼児教育を行います。	学校教育課
45	病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	生後7か月から小学校3年生まで乳幼児と児童が病時又は病気の回復期にあつて、保護者が就労等により家庭で育児を行うことが困難な時の保育と看護をします。	子育て・健幸課

基本目標 2 心豊かで健やかに成長するまちづくり

(3) 親子の健やかな成長支援 ●●●●●●●●

- ・乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要な時期です。
- ・妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、適切なサービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。

① 母子の健幸づくりの推進

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
46	子育て世代包括支援センター (利用者支援事業)	子育て世代包括支援センターとして「子育て相談センター 羽っぴい」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を実施します。	子育て・健幸課
47	母子健康手帳の交付	母子の健康管理のために、妊娠・出産・育児を記録する手帳を交付します。妊婦向けの保健センターの行事や相談先一覧等の情報提供も同時に行います。	子育て・健幸課
48	妊婦健康診査	妊婦を対象に、母体や胎児の健康確保のために、医療機関に委託して実施します。	子育て・健幸課
49	妊婦歯科健康診査	妊婦が妊娠中に歯科健診、歯科保健指導を受け、歯科疾患の予防に努めます。	子育て・健幸課
50	パパママ教室	妊婦が妊娠中の生活を健康に過ごし、安心して出産、育児に臨めるよう実施します。父親の参加がしやすいように日曜日に開催します。	子育て・健幸課
51	産後ケア事業	出産後の母親と生後4か月未満の乳児が、助産院や産婦人科で宿泊しながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けるサービスです。	子育て・健幸課
(27)	乳幼児健康診査事業 (再掲)	3～4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、疾病・心身障がいの早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	子育て・健幸課
52	歯科健診	むし歯の予防を目的として、1歳6か月児と3歳児の健康診査の中で実施します。	子育て・健幸課
53	はみがき教室とフッ化物塗布	2歳児及び2歳6か月児を対象に、歯みがき指導、歯科健診及びフッ化物塗布を行います。また1歳6か月健診、3歳児健診においてもフッ化物塗布を行います。	子育て・健幸課
54	乳幼児相談	乳幼児に関する各種の相談を受けるとともに身体計測を行います。	子育て・健幸課
55	母子訪問事業	助産師と保健師が妊婦や母子を訪問し、育児指導や相談を行います。また、必要に応じて医療機関と連携を図ります。	子育て・健幸課
56	予防接種事業	定期の予防接種を実施します。	子育て・健幸課

番号	事業名	事業概要	主担当課
57	母子保健推進員活動事業	母子保健事業のサポート、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、母子の心身の健康維持を支援します。	子育て・健幸課
58	母子保健推進員育成事業	より適切で、きめ細やかな支援を行うため、年1～2回の研修を開き、推進員の資質の向上に努めます。	子育て・健幸課
59	巡回歯科衛生教育	保育園・幼稚園の年長児及び要望のある小学校において、歯みがき指導を行います。	子育て・健幸課
60	乳幼児の事故予防啓発	誤飲予防の啓発や家内の安全対策等子どもが事故にあわない環境づくりについて、啓発活動を行います。	子育て・健幸課
(33)	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	生後4か月までの乳児を持つ全家庭に母子保健推進員等が訪問し、育児不安の解消、孤立化の防止に努めます。	子育て・健幸課
61	母子健康手帳アプリ事業	「母子健康手帳アプリ」は、母子健康手帳と併せて利用するもので、市の子育て関連課より、妊娠週数や子の生年月日からその時期にあわせた子育てに関する手続き、制度、乳幼児健診、予防接種の案内等の情報を発信し、子育て支援につながります。	子育て・健幸課
62	子育て応援Webサイト	市の子育て関連サービスについて情報発信の充実を図ることを目的に官民協働モデルとして子育て応援Webサイト「イクナビ」の運用をしています。	子育て・健幸課
63	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の支援を行います。	子育て・健幸課

② 小児医療体制の充実

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
64	休日診療運営事業の周知	休日診療在宅当番医の周知に努めます。	子育て・健幸課
65	歯科休日診療運営事業の周知	歯科休日診療在宅当番医の周知に努めます。	子育て・健幸課
66	かかりつけ医の推奨	各家庭でかかりつけ医を持つよう啓発活動に努めます。	子育て・健幸課
67	小児救急体制の整備	岐阜圏域小児救急医療協議会を設置し、圏域における小児救急医療体制の整備に向けて、初期救急医療体制の確保及び調整、2次救急医療体制の整備、市民への周知等を行います。	子育て・健幸課

③ 食育の推進

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
68	離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方について指導・助言を行います。	子育て・健幸課
69	たのしい食育教室	市内年長園児を対象に、食の大切さを学ぶ第一歩として、食育の推進を行います。	子育て・健幸課
70	小中学生の食育の推進	市内に在職している4名の栄養教諭・学校栄養職員が分担して各小・中学校、幼稚園を訪問し、給食中の講話や保健体育、家庭科のカリキュラム等に取り入れて食育を推進します。	学校教育課
71	栄養に配慮した学校給食の推進	栄養教諭・学校栄養職員と連携して、給食センターで栄養に配慮した献立を作成し、よりよい学校給食を提供します。	学校教育課
72	食に関する親への学習機会、情報発信	児童・生徒の親を対象に、食に関する研究会、講演会を行います。	学校教育課

(4) 全ての子ども・若者の健やかな育ちの支援 ●●●●●●●

- ・近年地域社会のつながりの希薄化が指摘されており、子どもたちがさまざまな年代の人との交流や、団体活動・体験活動等への参加を通じて、社会性やコミュニケーション能力、自ら進んで行動を起こしていく姿勢等、生きていくうえで必要な力を身につける場とすることが必要となっています。
- ・思春期においては、性の問題の低年齢化をはじめ、薬物乱用、喫煙、飲酒等の問題が年々深刻化してきています。今後も引き続き、学校教育の場等を通して、正しい知識の普及や啓発を推進していくことが重要です。
- ・子どもたちが将来、子どもを育てる責任と喜びを感じながら、積極的に子育てに関わっていけるよう、子育てや家庭の大切さ、仕事に対する姿勢等を学ぶ場として、乳幼児とのふれあい体験や職場体験等の機会を提供し、次代の親としての意識醸成を図ることが必要です。

① 児童の健全育成

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当当課
73	児童センター運営事業	児童が健やかに育つため、地域の児童健全育成の拠点として、子どもの居場所を提供します。	子育て・健幸課
74	放課後児童健全育成事業	昼間、保護者が労働等により家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に余裕教室等を利用して適切な遊びを与え、健全な育成を図ります。	子育て・健幸課
75	ブックスタート事業	乳児健診を受診する親子にブックスタートとして絵本を手渡し、絵本を通じて親子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	子育て・健幸課
76	おはなしひろば事業	幼児から小学校低学年を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、子どもたちに本のよるこびを知ってもらい子どもたちのふれあいの場として事業を実施します。	図書館
77	子ども会活動	異年齢の仲間とともに様々な体験や活動を通して社会性、協調性、連帯性を身に付け、実行力、忍耐力、健康な身体と安定した情緒を培います。	生涯学習課
78	ジュニアリーダークラブ活動	集団活動やボランティア活動を通して責任感、連帯感、社会性を育みます。また、子ども会活動が円滑に推進されるようサポート役を担う等主体的、自主的な活動の企画実践を通して、指導者としての資質の向上を図ります。	生涯学習課
79	青少年の健全育成	青少年育成推進指導員・推進員・育成員を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動や、わたしの主張等市全体事業を行い、地域の大人の意識向上と青少年の活動機会を創出します。	生涯学習課

番号	事業名	事業概要	担当課
80	人権教育の充実	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会を開催します。また、市内小学校5・6年、中学校、義務教育学校5～9年、特別支援学校小学部5・6年及び中学部に在籍する児童・生徒を対象に人権作文コンクールを実施します。	生涯学習課
81	小中学校の生徒指導連携強化委員会活動の充実	青少年育成推進指導員、警察、主任児童委員、校長、教員同士で、生徒指導上の諸問題について研究協議し、連携をとりながら問題解決に努めます。	学校教育課
82	教育支援センター	青少年の補導活動や指導を中核に、学校・警察等の関係諸機関や青少年育成市民会議等と連携して、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立ち入り調査も行います。	学校教育課
83	地域ふれあい事業	夏祭りや運動会、文化祭等各地区の特色を活かした活動をコミュニティセンターごとに実施することで、地域コミュニティの活性化を図り、子どもたちを健全に育成する環境を整えます。	市民協働課 (各コミュニティセンター)
84	特色ある学級・講座・教室事業	子どもから高齢者まで参加できる地域の特色を活かした様々な教室や講座を実施し、子どもたちに地域の良さを伝えていきます。	市民協働課 (各コミュニティセンター)
85	民生・児童委員、主任児童委員活動	子育て等の悩み事について、各委員が相談、支援、行政機関等へのつなぎ役として活動しています。	福祉課 子育て・健幸課

② 思春期の健幸づくり

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当課
86	羽島市学校保健会活動の推進	性・薬物、生活習慣、喫煙等様々なテーマを用いて、児童・生徒・教職員・保護者等を対象に、健康保持と学校保健の普及向上を図るため学校医等と連携を図り、講演会等を実施します。	学校教育課
87	性教育の推進・薬物乱用防止・喫煙防止教育の充実	保健体育のカリキュラム内で実施します。また、外部の専門家を招き、学校行事等を利用して講演会等を実施します。	学校教育課

③ 次代の親の育成

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
88	確かな学力の育成	基礎的、基本的な内容を確実に身に付けさせる指導、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図り、確かな学力を育成します。	学校教育課
89	基礎的な体力の向上	豊かな心の育成とともに、体力の向上を図る教育を推進し、健康な体づくりを支援します。	学校教育課
90	基本的な生活習慣の推進	規則正しい生活習慣を身につけることで、心身ともに健康な生活ができる児童・生徒を育成します。	学校教育課
91	職場体験の推進	職場体験を実施し、望ましい職業観を育み、豊かな心の醸成を図ります。	学校教育課
92	乳幼児ふれあい体験	地域の幼稚園や保育園と連携して、中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、保育について体験的に学ぶとともに、豊かな心と思いやりの心の醸成を図ります。	学校教育課
93	家庭における意識啓発の推進	性別役割分担意識を改め、家庭生活において男女がともに協力し合うという意識啓発を推進します。	学校教育課
94	家庭教育学級の推進	子どもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、「親」としての資質向上を図る支援をします。	生涯学習課
95	命輝きふれあい事業	子育て中の親との対話や幼児・高齢者と触れ合う機会を提供する講座を開催し、青少年の自立支援の一環として命を大切に思う心や、思いやりの心の育成を図ります。	生涯学習課
(79)	青少年の健全育成(再掲)	青少年育成推進指導員・推進員・育成員を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動や、わたしの主張等市全体事業を行い、地域の大人の意識向上と青少年の活動機会を創出します。	生涯学習課

④ 心豊かな人間性を育む教育の推進

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
96	キャリア教育の推進	キャリア発達や個としての自立を促す視点を教育課程に位置付け、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てます。	学校教育課
97	少人数指導・TT(チームティーチング)指導の推進	習熟度別の少人数指導やTT指導を効果的に取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を実現し、基礎的基本的な内容の確実な定着に努めます。	学校教育課
98	研究指定校推進事業	教科指導等の研究指定を行うことにより、指導方法の工夫改善等についての研修を強化し、教員の指導力の向上を図ります。	学校教育課

番号	事業名	事業概要	担当課
99	教員の力量アップ講座の開催	夏季休業時に教員を対象に、指導力向上のための力量アップ講座を実施します。	学校教育課
100	学校教育への外部人材の活用	クラブ活動や総合的な学習の時間に著名人や、地域の人の能力を活かした学習の場を開設し、多様な人材を活用します。	学校教育課
101	学習支援員設置事業	学習の遅れがちな児童生徒を中心に、教科担任とともに指導し、学習の自立を促すようサポートします。	学校教育課
(24)	特別支援教育の充実(再掲)	特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	学校教育課
102	小学校英会話指導	小学校において、担任と英語指導助手で楽しく学ぶことを基本として英会話指導を行います。	学校教育課
103	地域ぐるみの道徳教育の推進	道徳教育推進協議会を中心として、啓発新聞“羽島の子”を発行し、道徳意識の向上を図ります。	学校教育課
104	メンタルフレンドの配置	大学生が家庭訪問や適応指導教室こだまの活動に参加し、子どもたちの友達になって、遊びや会話を通して生活空間を広げることにより、情緒の安定と自己回復力を引き出すことを行います。	学校教育課
105	スクールカウンセラーの配置	臨床心理士等児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するものの中から選考の上任用された人を学校に派遣し、子どもとのカウンセリングや先生方とのコンサルテーション、保護者との面接相談や自由来室活動等様々な活動を行います。	学校教育課
106	いじめ不登校対策専門員の配置	生徒が気軽に悩み等を話せ、ストレスを和らげることのできる相談員を学校に配置し、生徒の話し相手や相談にあたります。	学校教育課
107	適応指導教室開設事業(こだま)	不登校児及び不登校傾向の小中学生を対象に、一人ひとりに応じた段階的な支援を行うために、基礎的な学習や軽スポーツ、市内散策等を行い自発的に学校へ行けるよう支援、援助します。	学校教育課
108	学校運営協議会の活用	校長が委嘱した校区内の有識者で組織し、保護者や地域住民等の意向を把握し協力を得るとともに、学校運営等の状況等を周知する等学校の説明責任を果たし、地域とともにある学校づくりのために提案や提言を受け、活用に努めていきます。	学校教育課
109	外部評価の活用	各小中学校が自己点検・自己評価を実施し、その結果を保護者や地域住民に公開するとともに、保護者等による学校関係者評価の導入を進め、適切な学校運営が行われているか客観的に評価します。	学校教育課
110	教育公開の推進	地域の人や保護者に学校の授業や行事を公開し、信頼される学校づくりの一環として行います。	学校教育課
111	幼児教育に関する情報提供	園だよりの発行による情報提供や、相談活動等を実施します。	学校教育課
112	幼稚園、保育園と小学校との連携	小学生と幼児の交流を図るとともに、幼稚園と保育園の園児同士や親同士の交流を図ります。	学校教育課

番号	事業名	事業概要	主担当課
113	放課後子ども教室推進事業	心豊かでたくましい子どもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用して活動拠点を設け、地域の大人をスタッフとし、スポーツや文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動を行います。推進にあたって放課後児童教室との連携を図っています。	生涯学習課
(80)	人権教育の充実 (再掲)	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会を開催します。また、市内小学校5、6年、中学校、義務教育学校5～9年、特別支援学校小学部5、6年及び中学部に在籍する児童・生徒を対象に人権作文コンクールを実施します。	生涯学習課
114	学校施設の整備	安全な学校施設環境を維持するため、老朽化等に伴う施設の改修等を行います。	教育総務課
115	総合型地域スポーツクラブの推進	誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめるよう市内の3つの総合型地域スポーツクラブにおいて、各年代のニーズに合ったスポーツイベント及びスポーツ教室を開催し、市民の健康増進と生涯スポーツの充実を図ります。	スポーツ推進課

基本目標 3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり

(5) 地域で支える子育ての推進

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てが孤立化し、不安感、負担感が増大する要因になっています。
- ・アンケート調査によると、子育てに関する相談相手については、「祖父母等の親族」や「知人や友人」といった身近な人に相談する比率が多く、別の選択肢を持っていない状況です。そのため、親子が身近な場所で、気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する必要があります。
- ・家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、多様な団体の参画による子育てが必要です。
- ・豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は、開かれた学校づくりに取り組んでいく必要があります。

① 地域の子育て支援体制の整備

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
116	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が、会員として登録し、子育ての相互援助を行う会員組織で、保育施設等まで子どもの送迎等の援助を行います。	子育て・健幸課
(40)	一時預かり事業（再掲）	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園・認定子ども園で一時的に預かります。	子育て・健幸課
(34)	地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	子育て・健幸課
117	子育てサークル等を中心とする地域組織活動	子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る等の子育てサークル団体の活動支援を行っています。	子育て・健幸課
118	子ども・多世代交流食堂への支援	食事の提供を通して、子どもと多世代が集いふれあう居場所づくりを行う団体に対し費用の一部を助成します。	子育て・健幸課
119	子育て短期支援事業	病気や出産、仕事等の理由で子どもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなった時に、児童養護施設等で子どもを預かり、保護者の子育てを支援します。	子育て・健幸課
120	赤ちゃんタイム事業	乳幼児が泣いたり騒いだりして来館しにくかった子育て世代が、気兼ねなく図書館を利用できるように、他の利用者にも理解をいただきながら「赤ちゃんタイム」を実施しています。また、子育て世代の来館を促すこと、親同士の交流・情報交換の場となることもねらいとします。	図書館

番号	事業名	事業概要	主担当課
(76)	おはなしひろば事業 (再掲)	幼児から小学校低学年を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、子どもたちに本によるこびを知ってもらい子どもたちのふれあいの場としての事業を実施します。	図書館
121	コミュニティスクール	学校、家庭及び地域住民が相互に信頼を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成を推進します。	学校教育課
(82)	教育支援センター (再掲)	青少年の補導活動や指導を中核に、学校・警察等の関係諸機関や青少年育成市民会議等と連携して、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立ち入り調査も行います。	学校教育課
(113)	放課後子ども教室推進事業 (再掲)	心豊かでたくましい子どもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用して活動拠点を設け、地域の大人をスタッフとし、スポーツや文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動を行います。推進にあたって放課後児童教室との連携を図っています。	生涯学習課
(94)	家庭教育学級の推進 (再掲)	子どもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、「親」としての資質向上を図る支援をします。	生涯学習課
(85)	民生・児童委員、主任児童委員活動 (再掲)	子育て等の悩み事について、各委員が相談、支援、行政機関等へのつなぎ役として活動しています。	福祉課 子育て・健幸課

② 子ども・若者への相談・支援体制の充実

【主な取り組み】

番号	事業名	事業概要	主担当課
122	スクールソーシャルワーカーの設置	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を改善して健全育成を図ります。	学校教育課
123	地域における子ども・若者育成支援のネットワークづくり	様々な困難を抱える青少年を総合的に支援するために、「子ども・若者総合相談センター（相談窓口）」と「子ども・若者支援地域協議会」（支援のための各機関の連携協議）を設置して、その充実を図ります。	学校教育課 子育て・健幸課
(30)	要保護児童対策及びDV対策地域協議会	要保護児童（養育、虐待、非行、不登校等の問題を抱えた児童）の状況改善のために、関係機関等が必要に応じた連携をとって支援にあたります。平成25年度より羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会となり、DVのケースに対する連携支援も行っています。	子育て・健幸課 学校教育課

(6) 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進 ●●●●●●●●

- ・近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためのつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。
- ・子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

① 交通安全・防犯対策の充実

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	担当課
124	交通安全教育の充実	交通安全指導員が各保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、子ども会へ出向き、交通安全教育を行います。	生活交通安全課
125	交通安全啓発事業	交通安全指導員が子どもに対する交通安全に関する講習会等を開催します。また、街頭指導も行います。	生活交通安全課
126	保護者に対する指導・助言・情報提供等の充実	子どもを交通事故から守れるように保護者の意識の向上を図るため、広報等を通じての啓発や新入園児の保護者を対象に様々な情報を掲載したパンフレットを配布する等、指導・助言・情報提供します。	生活交通安全課
127	地域防犯パトロールの拡大	住民の自主的活動である防犯を目的とした地域パトロールを全市的な活動として実施できるよう、各自治会等に働きかけます。	生活交通安全課
128	地域防犯活動の推進	防犯のための啓発や隣近所が声をかけ合う等地域全体で犯罪を防ぐことができる環境づくりに努めます。	生活交通安全課
129	チャイルドシートの正しい使用の普及啓発活動	母子保健事業に参加した方を対象に、チャイルドシートの啓発等を行います。	子育て・健康課 生活交通安全課
130	防犯体制の整備	通園・通学路等で誘拐等の犯罪が発生しないように、不審者に対する対応指導や、犯罪被害に対する情報提供、「子ども110番の家」等、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。	学校教育課
131	交通安全教育の推進	安全サポーターが1日3時間地域を見回るとともに、体験型の自転車教育やビデオによる指導等を行います。	学校教育課
132	犯罪被害にあった子どもの保護体制づくり	交通事故、犯罪、いじめ、虐待等の被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、専門家による継続的なカウンセリング等、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。	学校教育課

② 安全・安心なまちづくり

【 主な取り組み 】

番号	事業名	事業概要	主担当課
133	ミニまちづくり事業 (地区計画)	道路の拡幅や、建築物の建築基準の設定、土地利用の制限、緑化保全等住みよい街づくりをめざして、地区毎の計画を立案します。	都市計画課
134	公園整備事業	公園・緑地は、市民の憩いやふれあい、スポーツ・レクリエーション活動の場として重要な役割を果たすとともに、自然との共生を図る拠点です。また緑の景観資源として都市環境に潤いをもたらす他、避難場所や防火帯としての都市防災機能を有する整備をします。	都市計画課 スポーツ推進課
135	公園施設管理事業	街区公園や近隣公園、都市緑地等の都市公園を委託業者や地域の自治会により維持管理を実施します。また、遊具の安全点検を毎年各公園で実施しており、随時改修を行います。また、危険遊具に関しては、使用停止や撤去を行い、安全で安心して遊べるよう公園施設を管理します。	都市計画課 スポーツ推進課
136	あんしん歩行エリア 整備事業	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するための対策。エリア内では、岐阜県公安委員会と市が連携して面的かつ、総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約2割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を3割抑止することを目指します。	土木監理課
(73)	児童センター運営事業 (再掲)	児童が健やかに育つため、地域の児童健全育成の拠点として、子どもの居場所を提供します。	子育て・健幸課
137	園庭開放の促進	保育園の園庭解放により、就園児童と、未就園児童との交流を促進するとともに、世代間交流の場としても活用し、身近な遊び場の確保に努めます。	子育て・健幸課
138	子育てにやさしい公共 施設の整備	子ども連れでも利用しやすいように、公共施設にベビールーム、授乳スペース、おむつ交換台等を設置する等、各種施設の充実を図ります。	公共施設所管課



第5章

教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込みと
確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。



また、本計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業においても基本的には教育・保育提供区域と共通の区域設定とすることとしていますが、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は、実情に応じて、区分又は事業ごとに設定することができるとしています。

「第2期 羽島市子育て・子育て支援事業計画」では、第1期計画の教育・保育の提供区域の設定を踏まえ、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	認定区分			対 象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	事 業	対 象
1	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	利用者支援事業	すべての家庭
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	条件に該当する家庭
13	多様な事業者の参入・促進・能力活用事業	事業者

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	二人親		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上			タイプC	タイプE		タイプE'	
	120時間未満 64時間以上			《保育の必要性あり》				
	64時間未満			タイプC'	《保育の必要性なし》			
未就労				タイプD			タイプF	

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来人口は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	440	433	418	402	385
1歳	457	468	453	436	418
2歳	484	466	471	455	435
3歳	516	500	475	477	458
4歳	564	521	497	471	471
5歳	545	559	514	499	487
小計	3,006	2,947	2,828	2,740	2,654
6歳	608	543	563	521	510
7歳	611	606	547	570	531
8歳	613	607	607	552	580
9歳	629	606	605	609	558
10歳	677	623	610	612	606
11歳	607	669	630	614	606
小計	3,745	3,654	3,562	3,478	3,391
合計	6,751	6,601	6,390	6,218	6,045

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

【 現状 】

単位：人

		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	142	981	405	25
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	509			

平成31年4月1日現在

【 令和 2 年度 】

単位：人

		令和 2 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,625		941	440	
量の見込み（A）		444	207	920	460	105
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140		1,074	465	120
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0
企業主導型保育事業			0	9	20	7
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,100		1,083	485	127
過不足（C）＝（B）－（A）		449		163	25	22
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－

【 令和3年度 】

単位：人

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,580			934	433
量の見込み（A）		432	202	893	465	110
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140		1,066	465	118
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0
企業主導型保育事業			0	9	20	7
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,100		1,075	485	125
過不足（C）＝（B）－（A）		466		182	20	15
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－

【 令和 4 年度 】

単位：人

		令和 4 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,486			924	418
量の見込み（A）		410	189	837	470	115
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140		1,051	464	118
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0
企業主導型保育事業			0	9	20	7
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,100		1,060	484	125
過不足（C）=（B）-（A）		501		223	14	10
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）+（D）		—	—	—	—	—

【 令和5年度 】

単位：人

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,447			891	402
量の見込み（A）		399	182	817	475	115
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140		1,042	463	115
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0
企業主導型保育事業			0	9	20	7
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,100		1,051	483	122
過不足（C）＝（B）－（A）		519		234	8	7
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－

【 令和6年度 】

単位：人

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,416		853	385	
量の見込み（A）		399	182	817	475	115
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140		1,042	458	115
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0
企業主導型保育事業			0	9	20	7
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,100		1,051	478	122
過不足（C）＝（B）－（A）		519		234	3	7
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

必要に応じて、利用定員の見直しについて各施設と調整していきます。

また、認定こども園の普及を図り、保育所等の希望に応じて調整していきます。

現在、地域型保育事業はありませんが、今後必要に応じて連携していきます。

3号認定保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体を占める3号認定の子どもの利用定員数の割合）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	1,381人	1,367人	1,342人	1,293人	1,238人
3号認定の利用定員数	612人	610人	609人	605人	600人
保育利用率	44.3%	44.6%	45.4%	46.8%	48.5%

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ人数	770	776	780	801	811（見込）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	821	831	841	851	861
確保方策（B）	821	831	841	851	861
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

必要に応じて、延長保育事業を実施していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童教室） ● ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間平均利用児童数	705	759	793	736	701（見込）
定員	740	840	870	940	940

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	719	712	722	722	723
低学年	588	578	583	576	581
1年生	218	200	213	202	203
2年生	209	213	198	212	203
3年生	161	165	172	162	175
高学年	131	134	139	146	142
4年生	92	95	101	108	104
5年生	27	25	25	25	25
6年生	12	14	13	13	13
確保方策（B）	940	940	940	940	940
差引（B）－（A）	221	228	218	218	217

【 今後の方向性 】

必要に応じて、施設・指導員の確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ人数	0	17	24	34	39（見込）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	40	40	40	40	40
確保方策（B）	40	40	40	40	40
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

適切な事業の実施により保護者の子育てを支援していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ人数	32,825	34,502	32,596	28,145	28,000 (見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	28,200	28,400	28,600	28,800	29,000
確保方策 (B)	28,200	28,400	28,600	28,800	29,000
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

事業の周知に努め、子育て中の親子が気軽に集え、育児相談、仲間づくり、情報交換の拠点としての活用を推進していきます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり
（預かり保育））

【 概要 】

幼稚園等において通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に在園児を対象に一時的に預かりを行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定による 利用	0	0	9,594	15,182	15,200（見込）
2号認定による 利用	0	0	0	0	0（見込）
一時預かり事業 （私立幼稚園分）	14,571	14,431	15,485	15,313	15,400（見込）

※年間延べ人数

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600
1号認定による利用	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
2号認定による利用	0	0	0	0	0
一時預かり事業（私立幼稚園分）	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
確保方策（B）	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600
1号認定による利用	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200
2号認定による利用	0	0	0	0	0
一時預かり事業（私立幼稚園分）	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	0	0	0	0	0
一時預かり事業（私立幼稚園分）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者のニーズ等の変化と今後の動向を把握し、現状の維持に努めます。

(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）・・・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所等の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	5,988	6,301	5,531	4,721	4,800 (見込)
子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応型強化事業を除く)	383	144	63	220	250 (見込)
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0 (見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	212	212	212	212	212
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	3	3	3	3	3
確保方策（B）	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	212	212	212	212	212
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	0	0	0	0	0
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現状の提供体制を維持しながら今後も利用者のニーズに応じ、対応していきます。

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）、子育て援助活動支援事業
 （病児・緊急対応強化事業） ● ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

病児及び病後児について、専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用人数	370	325	335	307	296（見込）
病児保育事業	344	318	318	253	246（見込）
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	26	7	17	54	50（見込）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	360	370	380	390	400
病児保育事業	310	320	330	340	350
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	50	50	50	50	50
確保方策（B）	360	370	380	390	400
病児保育事業	310	320	330	340	350
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	50	50	50	50	50
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現状の提供体制を維持しながら今後も利用者のニーズに応じ、対応していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児） ● ●

【 概要 】

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ人数	77	249	353	216	108（見込）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	200	200	200	200	200
確保方策（B）	200	200	200	200	200
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も現状体制を維持し、会員の確保及び事業の周知に努めます。

(9) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置箇所	—	—	—	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象者のニーズに応じた支援に努めます。

(10) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診対象者数	550	513	472	505	490（見込）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	480	470	460	450	440
確保方策（B）	480	470	460	450	440
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦が必要回数の妊婦健康診査を受診できる体制を継続していきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない私立幼稚園に対して保護者が支払うべき、副食材料費の提供に要する費用を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に合わせて、私立幼稚園の副食費の助成を行っています。

【 現状 】

単位：件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象件数	—	—	—	—	100(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	100	100	100	100	100
確保方策 (B)	100	100	100	100	100
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も継続して実施していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定・教育保育施設等への多様な事業者による事業実施を促進するため、新規参入事業者に対する相談・助言や巡回支援などを行う事業や、既存の仕組みにおいて助成の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合の助成事業があり、本市の実態等を踏まえ、必要な取り組みについて検討していきます。

6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保について

(1) 認定こども園の普及・・・・・・・・

制度の趣旨を踏まえ、幼稚園・保育所の機能や特長を持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について・・・・・・・・

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

(3) 幼保小連携の推進・・・・・・・・

幼稚園、保育園、小学校が連携して、園児と小学生との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について・・

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、適正な運営の確保を前提としつつ保護者の利便性を勘案した給付方法について検討し、実施していきます。また、制度や法律に基づく事業等について、国や県との連携を深め、推進します。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第6章' centered within the largest circle.

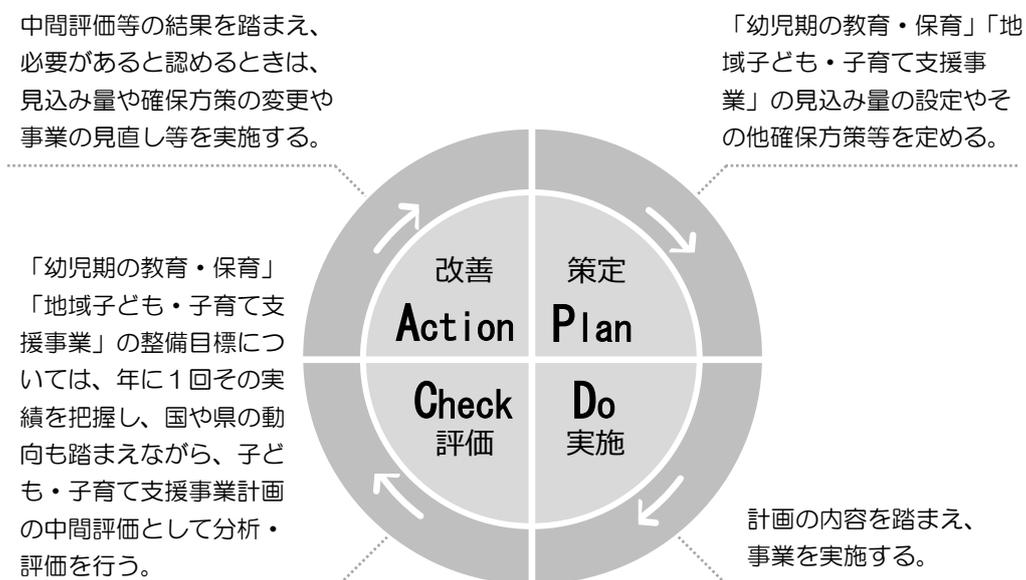
第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の推進にあたって、市は年度ごとに推進状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

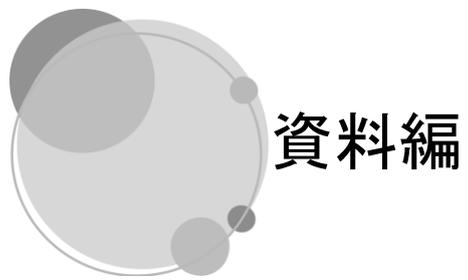
そこで、計画の実施状況を把握・点検するために、市民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、市民の代表、関係機関からなる「羽島市子ども・子育て会議」にて、計画の実施状況の把握、点検、評価を「PDCAサイクル」により継続的に行っていくとともに、計画期間の中間年（令和4年度）において計画の見直しを行い、施策の改善、充実を図り、市ホームページ等にて公表していきます。

PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 計画の推進

子育て支援及び子どもの健全育成を図るためには、家庭、保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校及び行政だけでなく、地域全体で取り組む必要があり、子育て支援及び子どもの健全育成に係る意識啓発をあらゆる機会を通じて行うとともに、市民による子育ての環境づくりの取り組みを支援し、市民と行政が協働して子育ての環境づくりを推進します。



1 計画の策定経過

平成30年度

日付	項目	議題等
平成30年11月2日	第1回羽島市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ調査の実施について ・羽島市の子ども・子育て支援事業計画における各課事業の進捗状況について
平成30年11月28日～12月10日	子育て支援に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者（500名） ・小学生保護者（500名） ・企業（100社）
平成31年2月18日	第2回羽島市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の結果について

平成31年度（令和元年度）

日付	項目	議題等
令和元年8月27日	第1回羽島市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期羽島市子ども・子育て支援事業計画の評価 ・第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・羽島市子育て支援企業認証・表彰制度について
令和元年12月24日	第2回羽島市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・羽島市子育て支援企業認証・表彰企業の審査について
令和2年1月6日～2月5日	計画案のパブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・意見等29件
令和2年3月2日開催予定が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。書面にて意見聴取。	第3回羽島市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画最終案について ・羽島市子育て支援企業認証・表彰結果について

2 羽島市子ども・子育て会議条例

○羽島市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、羽島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健幸福祉部子育て・健幸課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 羽島市子ども・子育て会議委員名簿

自 平成29年8月 1日

至 令和 3年7月31日（敬称略・順不同）

関係機関・役職名	氏 名	備 考
羽 島 市 医 師 会	浅 野 直 美	
羽 島 市 保 育 会 代 表	櫛 田 昭 裕	令和元年8月1日～
羽 島 市 保 育 会 代 表	（河 路 義 隆）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
人 権 擁 護 委 員 会 代 表	（後 藤 哲 生）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
学 校 法 人 高 砂 学 園 理 事 長	高 砂 房 子	副会長
岐 阜 県 立 看 護 大 学 教 授	服 部 律 子	会 長
羽 島 市 小 中 学 校 長 会 代 表	阿 部 達 也	令和元年8月1日～
羽 島 市 小 中 学 校 長 会 代 表	（増 田 恭 司）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
羽島市民生委員・児童委員協議会 主任 児童 部 会 代 表	馬 場 ま さ 子	
子 ど も の 保 護 者	齋 藤 優	令和元年8月1日～
子 ど も の 保 護 者	浅 野 美 保	令和元年8月1日～
子 ど も の 保 護 者	（山 田 ル ミ 子）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
子 ど も の 保 護 者	（佐 溝 安 子）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
公 募 委 員	服 部 慶 子	令和元年8月1日～
公 募 委 員	平 岩 喜 美 子	令和元年8月1日～
公 募 委 員	（篠 田 素 子）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
公 募 委 員	（細 山 田 万 祐 子）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日
公 募 委 員	（谷 口 佳 代）	平成29年8月1日～ 令和元年7月31日

第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 岐阜県羽島市 健福祉部 子育て・健幸課
〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
TEL 058-392-1111 FAX 058-391-5934
